

令和5年12月13日（水曜日）

（会議第2日目）

応招議員

1 番	濱 村 美 香	2 番	山 本 牧 夫	3 番	澳 本 哲 也
4 番	宮 地 葉 子	5 番	宮 川 徳 光	6 番	浅 野 修 一
7 番	水 野 佐 知	8 番		9 番	山 本 久 夫
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	小 松 孝 年	12 番	矢 野 昭 三
13 番	矢 野 依 伸	14 番	中 島 一 郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 本 敏 郎	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	土 居 雄 人	企画調整室長	渡 辺 健 心
情報防災課長	村 越 淳	住 民 課 長	宮 川 智 明
健康福祉課長	佐 田 幸	農業振興課長	斉 藤 長 久
まちづくり課長	徳 廣 誠 司	産業推進室長	秋 森 弘 伸
地域住民課長	青 木 浩 明	海洋森林課長	今 西 和 彦
建 設 課 長	河 村 孝 宏	会 計 管 理 者	宮 地 美
教 育 長	畦 地 和 也	教 育 次 長	岡 本 浩
教 育 次 長	清 水 幸 賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小 橋 和 彦	書 記	山 崎 あゆみ
--------	---------	-----	---------

令和5年12月第5回黒潮町議会定例会

議事日程第2号

令和5年12月13日 9時00分 開議

日程第1 陳情第4号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第2 一般質問 (質問者:1番から6番まで)

議 事 の 経 過

令和5年12月13日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、陳情第4号、子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情書についてを議題とします。

なお、陳情第5号は継続審査となりましたので、ご報告致します。

これから、委員長報告を行います。

陳情第4号について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員長、澳本哲也君。

総務教育常任委員長（澳本哲也君）

おはようございます。

それでは、陳情第4号、子どものために、保育士配置基準の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情書についてです。

国も75年ぶりに配置基準を見直そうとしています。

1歳児の基準を6対1から5対1に、4歳、5歳児の基準を30対1から25対1に改善をするように検討しているようです。

そこで、職員の負担軽減はもちろんですが、基準を引き上げることで、子どもの命を守ることが重要に思います。

子どもの事故防止、安全に保育していくという観点から、全会一致で採択することに決しました。

以上です。

議長（中島一郎君）

これで、委員長の報告を終わります。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、反対討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第4号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これで、採決を終わります。

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、山本久夫君。

9 番（山本久夫君）

おはようございます。

今回は合併特例債についてということで、この件につきまして2点お聞きします。

1点目はまず、合併特例債の発行期限を延長できないかということと、2つ目はその関連する合併算定替えについてお聞きしたいと思います。

初めに合併特例債についてですが、これは旧佐賀町と旧大方が合併しました平成18年の3月に、そのときに新町建設計画いうのを議決してます。

この合併特例債の運用については、この新町建設計画に基づいて、両町の格差是正のために行う事業に充てることができるという、地方債です。この合併特例債はその当時、10年間という期限がありました。

その後、東日本大震災、2011年にありまして、それで5年延びました。その後、2016年に熊本地震がありまして、それでまた再延長5年されまして、現在のところ20年間となっております。この合併特例債の発行期限が20年という、これは被災地以外ということです。それをですね、黒潮町においては令和7年度で大体期限が来るということになっております。

その合併特例債の上限値があったわけですが、その上限値がまだ残っていると、私、ちょっと思ってます、執行部から上限値をもういっぱい使ったということはちょっと説明をされたかも分かりません。私がちょっと聞き漏らしたかも分かりませんが、令和5年度、今年でその枠いっぱい、もう上限値が来るということになります。全体では、事業費で50億やりまして、それでその合併特例債の充当が47億で、大体今年終わるいう予定です。あと2年くらいは残してるわけですが、上限値が決まっていますので、もうこれ以上は合併特例債を財源運用することはできないんではないかと思っております。

ですので、質問の中で今回、その延長をしてはどうか、要望してはどうかという質問を入れてましたが、現在のところ、今話したようにもう上限値いっぱいになってますんで、これ以上、よう延長されてもいうところはあるかもしれません。

黒潮町においてはですね、空の財布を持って持ち歩くなもので、延長されてもなかなか活用できないような状況ではありますが、国の地方財政方針とか計画が変わる恐れもありますし、また合併特例債に限って言えば、上限値が増額されると。そういうようなことが考えられるわけです。黒潮町においてはもう上限値いっぱいですけど、他の市町村、村はないですね。市とか町において自治体においてはですね、まだ使い切っていないという自治体もあります。

そういうたことことから考えたら、やはりこの黒潮町はそういう状況であれ、やっぱりその延長については考える余地があるのではないかと。東日本、西日本の地震で見て、熊本地震で延びてますんで、これは延びない

理由はないわけで、そうして考えると、町長としてですね何とか一度ですね、そういう状況にある自治体と連携しながら、この合併特例債の延長を要求することも必要ではないかと考えるんですが、町長の方のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは山本久夫議員の、合併特例債の発行期限の延長を求める要望活動の必要性についてのご質問にお答え致します。

合併特例債の発行期限は、山本議員のご質問のとおり令和7年度までとなっており、これは市町村合併を行った平成17年度の翌年度である平成18年度を初年度として、20年を経過したことによる期限となっております。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症における経済活動の停滞、また、ウクライナ情勢における資材価格高騰や、その資材不足の影響などにより、入札の不調、不落、その他普通建設事業の計画見直しが起こっている状況が見受けられます。

これらのこともあり、今後、全国的な期限延長の動きが見られる可能性もあろうかと思いますが、黒潮町においては、令和5年度協議分で、合併特例債の起債可能額、限度額を満たす予定であることから、以後の発行期限の延長については、積極的な強い要望を単独で行う予定はございません。

しかしながら、財源措置として有利である合併特例債が活用できなくなることは、以後の予算編成において普通建設事業における財源確保などにも大きな影響がありますので、事業の整理を行いながらも、新たな補助制度の創設や既存制度の拡充、国の支援等について具体的な提案ができるよう、担当部局、財政部局が協力し、地方6団体を通じて、国への積極的な要望活動に努めるなどを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9番（山本久夫君）

その財源確保のために地方6団体とか、6団体に要望活動するということですが、それはそれでいいんですけど、もう端的に言いまして、その合併特例債の期限の延長に対してですね、もうそれだけで構いませんので。

町長は当然、今言われたように総務課長が、黒潮町はもうないわけですから、上限値いっぱい。なかなか延長だけ求めても変な話になるわけで、それは十分分かっております。

しかしながら今述べたように、例えば四万十町であったり高知市なんかも100パーセントにはまだいいわけで、コロナの影響を受けてますますその震災以上にコロナの影響いうのは大きいわけで、十分延長する理由に該当するんじゃないかと、そういう考えを持っています。

それと、言ったように世が世ですから、国も財政支援ということで大変力も入れていくんじゃないかと、今後、そういう方向性も見えるわけです。

ですので、ぜひ延長についてはですね、関係自治体とやっぱり協力して、単独ではその話にはなりませんので。うちくはあと残ってるから何とかいう話じゃない。使い切ってお願ひするわけですから、それはちょっと場違いなところがあります。しかしながら、有利な財源を確保するという、もうそういう枠を一つでも残すという努力はせないかんと思いますんで、そのへんの方向性というかね、関係自治体と協力してやるいうこ

とは大事やと思うんで、そのことだけ1点、もう一度お聞きしたいと思います。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、山本議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

基本的には、答弁は先ほど課長が申したとおりでございますけれど、この合併特例債の期限延長につきましてでございますけれど、議員の方から、他の自治体のこともあるので延長要望するのがいいんじゃないかというようにご提案でございますけれど、直近の今年9月に、四国4県の町村会と議長会の要望書をまとめたものがございまして、国への要望活動しております。その中でも、実はこの合併特例債の延長というのはなかなか出てなくて、現実に四国内の自治体の要望としては挙げられておりません。

ただ、その議論の中で、また議員おっしゃられるように自治体のいろんな事情がありますので、そういう事情がある自治体があれば、連携してまた要望の協議は参加していきたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9 番（山本久夫君）

町長、ありがとうございます。

四国4県からは出てないということで。

これは合併特例債は大変難しゅうて、その合併してない市町村にとっては全く関係ない話でありまして。ですから、なかなか一つ見ていくというのは難しいかも分かりませんが、ぜひそのへん考慮してですね、延長の要求を事あるごとに町長の方からお話をしていただけたらと思いますんで、そのへんもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2つ目の合併算定替についてですが。

これは合併によってですね、交付税が少なくなる。新町になった場合、その一本算定にしてしまうと算定額が少なくなつて、普通交付税の交付金が少なくなるということを回避するために、合併した時点でも、旧大方、旧佐賀ですけど、この両町がまだ存続する過程にしてですね、そのそれぞれに生きていた交付税を合算する。そのことによって、10年間はその合算の金額の交付金を保障しようという優遇措置というか、そういう措置がありました。

その10年後、5年の間に、その10年過ぎると、10年から15年間の間5年間に於いて激減緩和期間ということで段々交付税を落としていくわけですが、そして15年度には一本分算定になるという。これも15年ですから、もう2年ぐらい前に終わってる話です。

そのことは、もう今は一本算定になっているんですかということをお聞きしたいと思います。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは山本久夫議員の、合併算定替についてのご質問にお答え致します。

この合併算定替につきましては、先ほどの議員の説明にもありましたが、普通交付税の算定において、合併市町村が交付税上で不利益をこうむることのないよう、合併後10年間は、合併前の旧市町村が別々に存在するものと見なし、旧町単位で算出した交付税を合算した額が交付される特例措置のことで。

黒潮町においては、合併算定替の期間は平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間となり、各年度の合併算定以外による恩恵は年度によって異なりますが、平均で 4 億円程度が上乗せ交付となっております。

その後、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間は、議員も言われたとおり激変緩和期間となり、その期間中は、合併算定外の交付額と一本算定の交付額の差額が段階的に縮減されて交付されることとなり、6 年目となる令和 3 年度からは、合併算定外の終了に伴う純粋な一本算定として普通交付税額が交付されております。

なお、令和 3 年度の普通交付税額は、一本算定により前年度減額を見込んでおりましたが、新たな財政需要としてデジタル社会推進に係る経費などが交付税に算入されたため、前年度より増額となりました。

このように、令和 3 年度以降は一本算定として普通交付税が交付されておりますが、交付税の算定式において、合併団体に対する補正が与えられたこともありますので、合併算定替は、国に示されたスケジュールのとおりの対応となっております。

現在、合併当初では想定できなかった新たな施策に対する財政需要、例えば、デジタル推進事業においても、標準的な経費として交付税措置されているものの、依然として歳出予算規模については高止まりとなっております。財政力の弱い当町においては、依然として地方交付税に依存している状況がありますので、それぞれの財源確保にも努めながら、健全な財政を維持するため歳入予算に見合った予算執行に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9 番（山本久夫君）

総務課長、その一本算定になった割には、今言った国からの助成等がありまして、激変的に変わるということはないとおっしゃいましたけど。

今年ですか令和 5 年度の普通交付税というのは、大体予定が確か 41 億くらいやと思ったんです。令和 4 年度が 43 億で、ちょっと下がっちゃうという記憶してるんですが。その 41 億がですね、今からもずっとこう未来永劫続いていくとは思わんわけで、そのへん検討というかね、財政運営する上で、その普通交付税の今から来る交付金は大体予測はされてます。大体どうなっていくかというのは。

それをお聞きたいと思います。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは、山本議員の再質問にお答え致します。

今、私の方からも説明して、議員の方からもその内容については、また再度の重複して説明していただきましたが。

時代の移り変わりによって、普通交付税というものに新たな費目や重点措置される項目などが選定されるため、常に 7 割が確実に保障されるって、7 割程度で保障されるようにはなっておりますけれども、これがずっと続くとは、もう情勢によって算定値が変わることも当然想定されておりますので、基本的には普通交付税としてはやはり若干下がってくる、徐々に下がってくると予想はしておりますし、そのようになると考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9 番（山本久夫君）

どうもありがとうございます。

将来的には、下って来るとも懸念されるということですが、1 番目の質問しました、合併特例債についても算定替についてもですね、結局はもういつ終わるか分からないと、そういう状態になっているわけです。延長も必ずあるというものでないですし、延長されても今言うようにもう上限値いっぱい使ってる町村にとっては、それはメリットはない財源なわけで。

将来的に考えたときに、こういうもんがなくなっていくということはだんだんだんだん、黒潮町に財源確保が厳しくなっていくと。必ず今後、町税にしてもその交付税にしても下がっていくわけで、そうしたときに、歳出に当たるもん、経常的に入ってくるものは少なくなって経常的に出ていくものは多くなっていくという状態が出てくる。というのは定期的とか経常的に出ていくものにはね、人件費であったり扶助費なんかもそうですが、公債費もそうです。必ず扶助費なんかは増えていく、今から。これは公債費というのは一定の事業をしなければ、大体おなじレベルで返していけるという状況ではあるけど、一番心配するのが、収入が少なくなって歳出が多くなって、その計上収支比率がもう 100 パーセントに近くなっていくと、これはもう自由に使えるお金がなくなるわけで、黒潮町の財政運営というのはもう硬直化していくというのは当然目に見えちゃうわけです。

議会の中でもいろんな要望があって、いろいろやってくれやってくれと言われますけど、やっぱりこの財政だけを考えたら、それほど僕は余裕がないと思う。特にこの合併特例債なんかは、誰も他の市町村からは競合するものはないわけで、黒潮町に与えられた財源なわけですから、それを自由に使えてきたわけですね、この 17 年ぐらいの間に。そういうものが一切なくなると、今度新法ができて過疎新法ができましたよね、過疎法の。それなんかは結局、時限立法で 13 年までであるとしても、やっぱり内容というのは、もともと過疎法は、今までの過疎法は自立を促進するとか支援するとか、早く過疎から抜けてしてくださいというような法律やったんです。今の新法というのはどちらかにしろ、もうそれはあきらめて、どちらかというと持続可能になる、町が持続可能なために支援しましょうという、えらい方向が変わってきてます。

そうしたときに、やっぱりその中で、じゃあ過疎債の財源をもっともっと有利な起債ができるようにしようというのは、幅広うにしたものはないわけで。どちらかいうたら、今言われたカーボンニュートラルとかね、新しいものを入れただけで、何らあんまり変わりがないような気がします。

そうしたときに、やっぱり黒潮町は将来絶対この財源というのは避けて通れないところがある。やっぱり考えたら、その言うように、新しい財源を見つけるいうことは大変厳しいと思うんです。この今の状況で。しかしながら、今の既存の現行法の新過疎法なんかをもうちょっと拡充できないかというようなやっぱ動きもしなくてはいけないんじゃないかと思うんですが。そのへん、経常収支比率なんかも、当然考えていかなくてはいけないと思うんですが。

そのへんの取り組みですよ、そういう取り組みをぜひしていかなかったら財政が確保できないという状況になってくると思うんですが、そのへん、町長、今後の財政運営についてですね、方向性をどのように考えるかをお聞きしたいと思います。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、山本議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

財政全体の将来の状況については、第10次の財政シミュレーションを令和14年まで立てて収支のバランスを取るように、基本的の方針を持っております。

それから、議員おっしゃられたように、今後の過疎法の運用等を踏まえた財源の確保につきましては、人口減が全国的に進む中で、特に過疎地の当町のような地方では人口減が即財源に影響するわけでございますけれども、先ほど申しました、直近で9月に四国4県の町村会長会、それから議長会の要望として、過疎法の拡充も含めてですね、地方税財政の充実強化及び地方創生の推進についてという財源強化に向けた要望は地方6団体中心に一生懸命取り組んでいってまして、またこれからも力強く取り組んでいきたいと思っております。

それから、地方創生の部分でございますけれど。

過疎債とか、あるいは辺地債、合併特例債という、割と自由に使えるのとは別にですね、デジタル田園都市国家構想に基づく交付金制度がございます。これは黙っておっても来るんじゃないなくて、こちらが一定の企画を提案して初めて来る交付金があります。それはやはり、自分たちの企画力と情報収集力が要るわけでございまして、そういうところもしっかり情報収集しながら、職員の方に指示しながら、財源の確保に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9番（山本久夫君）

町長がその財源確保のための活動というか要望活動は継続していくということで、それはいいと思うんですが。

ただ、継続中ですがね町長、今後ですね、ある程度事業の見直しをしながら、少しは抑制していかないかなという予算を、そういう段階に僕は入ってるんじゃないかなと思うんですが。

かなり合併特例債というのは有利であったために結構な事業に使われた。新町建設計画の中身見るとですね、相当、町道にしても両町の町道は全て入って、総合振興計画がそのまま名前が変わったぐらいの内容でしたんで、そういったことを考えると、ある程度将来的というか近い将来ですね、やっぱり抑制していくような予算調整を絶対していったらいいと、多分財政は大丈夫やと、いろんな交付金があるからと言いつつも、それやっていくと公債比率は上がっていくわけですので、そのへんは絶対注意しなくてはならないと思うんですが。

今後ですね、事業の見直しというのは当然頭に入れて動かないかなと思うんですが、そのへんあたりのお考えはどうでしょうか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山本議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

もうご存じのとおり、当町の予算というのは当初予算で100億を超えてずっときてるわけでございますけれども、現在、それを縮小する努力というのは常にしなければいけないと思えますけれども、現実には、なかなか住民の要望、あるいは福祉の向上のためになかなか困難な状況にあるのも事実でございます。

というのは、高規格道路が伸びてくる。そうすると周辺整備の事業が加わっていく。そして、新たなカーボン、デジタル含めて、さまざまな事業も新たに加わってくるという中で、全体的な事業のスクラップアンドビルドを積極的にやらなければいけない状況でございまして、とにかくこの財政シミュレーション、長期のシミュレーションを持ちながら、見直す事業は見直しながらやっていかなければ当然、議員おっしゃられたとおり将

来財政厳しいものがございますので、しっかりとやめていく事業、そして新たにやる事業のバランスを取りながらやっていかなければ、これは職員自体が持たない状況にもなろうかと思っておりますので、そういうことをしっかりチェックしながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9 番（山本久夫君）

ありがとうございました。終わります。

議長（中島一郎君）

これで、山本久夫君の一般質問を終わります。

次の質問者、澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

それでは、一般質問を行いたいと思います。

今回、3 点について質問を上げておりますので、よろしくお願いを致します。

まず、漁業振興についてです。

今現在、漁業はどうかなと思ったら、もう全然。特に沿岸漁業は、もう壊滅的といいますか、海を見ても、船が出ていない状況が本当に数か月続いたり、これ本当に漁師がいるのかなというような感じの海でした。

まあしかし、土曜日でしたかね、土曜日からやっと思わすの方が、漁ができて、今日も操業をしておりますけども、本当にこの海がどうなっていくのかなというのが、本当に心配です。

それで、まず1 問目です。漁業後継者の取り組みについて、これは従来の通りの取り組みで本当に良いのか。本当にこの沿岸漁業は続くであろうかと、そういうふうな気もします。

まず1 問目の、漁業後継者の取り組みは、従来のどおりの取り組みでいいのかを問います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員のカッコ1、漁業後継者の取り組みは従来の取り組みでいいのかのご質問にお答えします。

高知県内における漁業従事者につきましては、高齢化の一途をたどっており、本町におきましても、就業者の高齢化、また後継者の不足が非常に深刻な状況にあることは承知をしているところでございます。

ご参考までに、町内漁協構成調査の資料によりますと、令和3 年度12 月末の町内が各漁協支所における正組合員は243 名、準組合員は499 名、合計で742 名となっており、直近の令和元年度と比較しますと、正組合、準組合員で合計し29 名の減少であり、年間でおおよそ10 名の組合員の減少幅となっております。

現時点での対応策としましては、県外、また、県内での新規漁業就業者の掘り起こしをはじめ、漁業への就業希望される方に対して、町内各漁港での現場研修の実施、また、漁業就業後における町内でのフォローアップも含め一貫する支援の取り組みを、一般社団法人高知県漁業就業支援センターとともに進めております。

その中で、地元における漁業後継者の方を対象としまして漁家子弟支援事業を実施しており、取り組みの状況としましては、令和5 年度時点で自営業者を目指す対象の方が、入野地区で2 名、佐賀地区は1 名、漁業後継者の方が佐賀地区で1 名。定置網雇用型の方が、伊田地区で1 名の、合計5 名が現在、町内漁港にて研修中でございます。

事業の成果としましては、黒潮町総合戦略目標値である毎年1 名以上、かつ、5 年間累計で5 人以上の町内

新規就業者確保の目標到達につながっております。

しかしながら、議員ご質問にあります漁業後継者増に対する従来の取り組みにつきましては、先ほど申しました漁業就業者における右肩下がりの減少が続いており、根本的な解決策には至っておらず、現状が続くと、近い将来、本町の基幹産業としての維持、また、継続が困難になることが十分に想定されます。

今後につきましては、関係者、浜の声を聞き、例えば高齢により漁業活動から引かれる方や、事業を手放す方など、さまざまな方の考えをまとめて、少しでも漁業の事業承継につなげていき、さらに新たな漁業を目指す方にとっても、将来的にも生計が成り立つ魅力的な産業構造であるべく、引き続き、県また高知県漁業組合との情報共有を密にし、持続可能な漁業活動に向けた新たな制度設計の検討を進め、漁業後継者増への今後の成果につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

まあ取りあえず、年間大体 10 人減って、この目標値である毎年 1 名以上を育てていくということですけども、今現在の、この具体的にはどのような研修を行っているか。

そして、研修を修了後、本当に独立して漁業を営むことができるのかと思うんですが。

課長、どうでしょう。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

具体的な事業研修の中身につきましては、陸上における漁具の整備や、それぞれの漁港の指導、あるいは海の上におきまして実際の釣り指導や船舶機器全般の操作方法の習得などについて行っております。月に 22 日程度の研修となっており、2 年間の期間続ける形となっております。

また、この支援に係る補助制度につきましては、生活支援金などと致しまして、1 か月 15 万円を本制度の上限として実施しております。

このような形で進めているところですが、その後の、いわゆる経営的な成り立ち等につきましては、個人でやられる方以外の就業に引き続き、関係者とともにやられる方が現在、多いものでして、個人で独立してという形は少ない形になっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

個人でやれるのはまあ、少なくなってきたということですけども、ですね、現在は期間が、研修期間が 2 年間。これで本当に漁業を営むくらいの技術が身につくんであろうか、本当に疑問に思うんです。何といても、農業と違って見えないものを獲らなければならない。

そしてやはり、板子 1 枚じゃないですけども、前にも言いましたが、命を懸けてやらなければならない職業です。それを 2 年間で本当に、十分対応できるような漁師に育てていけるんであろうか。そんなふうと思うと、ちょっと 2 年間はやっぱり少ないんじゃないか、思うんですが。町独自でですね、やっぱりそういうこ

とを考えて、現在の２年間でですけども、またそれもさっきも言いましたけども、制度の検討ではないけども、期間の延長をしっかりとやっていて、しっかりと漁業者を育てていく、そういうような取り組みはできませんでしょうか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

この研修における２年間の実施期間につきましては、就業支援制度法の内容に沿ったものとなっておりますが確かに、現場での技能習得にかかる実施機関が短いという声は届いております。事業１５万円のうち、県からの補助が１０万円、町の加算としましては５万円となっております。実際に町の上乗せ分もございます。

今後そういったところの考えも含めて、実際研修されている方の意見も捉えて、研修期間延長等々の新たな創設など、水産振興部とともに協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

３番（澳本哲也君）

すみません。もう一点、課長、お聞きします。

今現在、この後継者事業を使って漁師をしているのが５名おるんですけれども、その人たちの、今現在、どういうふうな現状なのか。そういうところを聞いたことはあるでしょうか。そこ大事と思うんですよ。

どうでしょう。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

実習されている方の状況につきましては、それぞれ年間、上半期、下半期等に分かれて、各漁協にて各個人と対しまして県も含めての聞き取り、そういった形は随時行っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

３番（澳本哲也君）

しっかりとその漁業後継者についてはね、後からもしっかりと意見を聞きながら、追跡調査をしっかりとやってもらいたいなと思っております。よろしくお願いします。

次ですね、すみません。

この新規漁業者も取り掛かりやすいという、イセエビの漁ですね。イセエビの漁はですね、水揚げも好調と聞いております。しかし、入野海域においてイセエビの魚礁対策はまだ行っておりません。今現在、スラグの投石の魚礁なんかもしっかりとやってくれておりますけども、これらも入野海域、取りあえずは何隻かやって伊田の方にも水揚げをしてるんですけども、やはり、ほかの地区と比べたら少ないというのが現実です。

これから整備についてできるか、できないか、まずお答えをお願いします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

議員ご質問の入野漁港周辺海域におけますイセエビ魚礁の整備につきましては、以前にも同様の質問があったと思います。それに基づき、事前調査を進めております。その中で、整備に関する前提条件は一定クリアをしております。

今後につきましては、地元関係者とともに、海域における設置箇所等の調査に進むような形を計画しておりますが、町内、それぞれ各要望箇所がございますので、そちらの調整も含めて、関係者と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

それもよろしくお願い致します。

それとですね、まずそのまた若い者がですね、このモジャコの畜養ですよね。畜養における補助金、今もやっております。薬剤の高騰や乾燥ペレットの値上がりはいまだにこれ続いております。来年度から、取りあえずはですね、この薬剤の高騰には、期待をしてるんですけども、この乾燥ペレット、ペレットもどうにか来年度からですね、町のこの補助対策として取り組みできないか。

とにかく若いもんが中心でやっております。どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

議員ご質問の、町内モジャコ養殖業における畜養水面底質改善事業につきましては、本年度分の事業完了を12月のめどとして、現在、事務作業を進めております。

事業の目的でございます畜養における漁業用薬剤の高騰につきましては、引き続き、今後もその対策が求められていると考えておりますので、現状をかんがみて、今後とも予算の確保に努めてまいります。

議員おっしゃられる、いわゆるそのペレット、そういった餌の関係の高騰につきましても十分に把握しているところでございます。この後、予算高騰のご質問もいただいておりますが、それも含めて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

もう一点です。

若い者がとにかく今頑張っておるのが、この土曜日からやっと漁ができたシラスパッチ網です。本当に今年度はこのシラスパッチ網、不漁がずっと続いておりまして、毎日、取りあえずは出ては行くんですけども、魚群探知機に写らない。網をやっても全く取れないというのが本当に続きました。

しかし、問題はですねこのシラスパッチ網、シラスを取ってからの加工業者の問題なんです。加工業者が何

といっても高齢化、後継者がこれからどうなるんだろうか。そこらへんをですね、町の取り組みは何とかこの加工業者の方にも手を出して、これからやっていってほしいと思うんですけども。

どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

機船船曳網漁業、いわゆるシラスパッチ漁業における後継者対策等につきましては、現在、漁業関係では7組が操業していると伺っており、田野浦地区が2組、入野地区が5組となっております

他の漁業種と比較して比較的若い世代の方の取り組み状況と伺っており、加工事業所も含む、議員おっしゃられる今後の後継者問題全般につきましては、関係者間も含めての聞き取りを今後とも進めて、引き続き、町が商工会とともに進めております商工関係も含めた個別の事業承継に結びつけていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

このシラスパッチ網は何といってもですね経費があまり掛からない、本当に推奨すべき漁業です。そこらへんをしっかりと町もですね、もう一回初心に返ってじゃないですけども、もう一回しっかりと調査をしていただき、本当にこの加工業者の後継者、しっかりと育てていってもらいたいと思っております。

そして、若い者がこれから漁業をしていく上で、何といっても大事なのが海の資源です。今現在、町としてアマダイの放流事業をしております。そしてイセエビも規格より小さいのを500円で買って、それをまた再放流をしているという状況で、町としては本当にしっかりとこの放流事業に取り組んでくれていると思っております。

しかし、県はどうか。県はですね本当に飼料センターもなく、特にこの高知県、沿岸漁業をどう考えてるのか本当に腹が立つとこながですけども。

町として、やはり県の方にこうい放流関係をしっかりとこれからも要望していってもらいたい。そうすると、やはりある程度はそのアマダイもですね、今やってくれております。しかもしっかりと実績も伸びております。そういうところがやっぱ大事なもので、やはり県はこういった事実をしっかりと受け止めて、本当に若い漁業者を育てていくのか、そういうことを積極的に要望していかなければならないと思うんですが、町はどういう考えでしょうか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

町内における種苗放流事業、この対応につきましては、平成28年度より、佐賀地区沿岸においてアカアマダイ1万匹の放流を継続しております。

ご参考までに、令和4年度の水揚げ実績は5.6トンとなっております。

この種苗放流事業全般につきましては、議員おっしゃられるように有効な補助事業がなく、全て町単独事業で実施しており、予算の確保に非常に苦慮しているところであります。

高知県としての種苗放流事業も現在は行っておらず、幅広く県内全体としての取り組みにつながっていません。

今後とも、この種苗放流事業につきましての補助制度、そういったことを強く高知県水産振興部に対しまして、要望を今後とも続けてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

ショックですね。本当に県は全く補助もない。これ、県は何考えてるのかなと思って、本当に腹が立つことです。

この問題、質問の最後にですね、この事業継承というのはやっぱり大事だと思います。

しかし、事業継承につながっていけばいいんですけども、これ何度も僕、この場で質問しているんですけども、どうしても廃業するときの廃船対策。廃船対策といったらやはり、この廃船をするときの処理費用ですね。処理費用を以前から言っておるんですけども、どうか、ある程度は町がちょっと負担をしてくれないかなということを言っておりますが、どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

町内における不要船、あるいは沈没船の対策につきましては、以前より議員からのご質問としても伺ってまいりました。

町内におきましての漁業活動を終える業者の方も増えつつあり、不要となる漁船や、陸揚げされたままの漁船が近年急速に増加していることは十分に承知をしております。

現時点での取り組みとしましては、沈没船に対する取り壊し費用の一部補助を実施するための協議を行っている最中でございます。引き続き、具体的な制度設計を踏まえて内容を詰めてまいります。

ご参考までに、町内の対象となる船舶数につきましては、およそ 40 隻程度を想定をしているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

積極的な取り組み、よろしくお願いを致します。

何といたってもですね、この黒潮町の沿岸の海が賑やかに船が操業できるような環境を本当に整えなければならないと思っております。もうここ 30 年ぐらい前は、帰港するにも船を避けて帰ってきた。そういうふうと言う、年寄りの漁師もおります。そういったにぎやかな海にもっとしたいねやというのが、本当に漁師さんの思いですので、積極的な取り組みをこれからもよろしくお願いを致します。

2 問目いきます。底引き網の漁法についてです。

今現在、この底引き網もやっておりますけれども、それでも竹張りという一つの竿を使つての漁法なのですが、以前はですね、開口板という板を使つての操業でした。その竹張りですが、本当にやっているのを、お

かに上がって魚をよってるので見ると、本当に少ない。以前のような漁どころでもない。ということは、あまり収入にもつながっていないのが現在、現状です。何と云っても、他県の大型船。八幡浜の大型船ながですけれども、それがこの沖で開口板を使って操業している。自分ところの沖の魚を開口板で取られて、地元の船が竹張りややって、あまり取れない。本当に矛盾した、国の許可なんですけれども、国が何を思っているのか、県はどう思っているのかというのを本当に腹立たしいことです。で、この開口板にするとですね、後継者がすぐにでも取り掛かりたい。そう云っておられる若い者もあります。

というのもやはり、今手繰り漁ながですけれども、手繰り漁は何と云っても休みがあまりなく、操業ができるというメリットがあります。そこをですね、後継者問題に関しても、やはりこの開口板の操業許可を県に、漁業者とともに要望しなければならないと思っておりますけれども、町はどう思っているのか。

よろしくお願いを致します。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員のカッコ2、後継者問題からして開口板の操業許可を漁業者とともに県に要望できないかのご質問にお答えします。

高知県における小型機船底びき網漁業につきましては、網口に網を広げるための竹が取り付けられており、主にエビやヒラメなど、海底に生息する魚介類を取る底びき漁法となっております。

他県におきましては、より効率の良い網口開口板、第1種滑走装置を備えた桁を使用する小型機船底びき網漁業が許可をされ、営まれている海域も複数あり、この点が高知県、また黒潮町とは異なる部分となっております。

この第1種滑走装置を使用した手繰第3種漁業につきましては、水産庁の定める漁業の許可および取り締まり等に関する省令において、農林水産大臣が指定する海域および使用期間を限定した上で、操業できるものとなっております。

この中で高知県海域が含まれない理由につきましては、先ほど申し上げましたとおり、海底においてより効率の良い漁法であるため、特に資源管理の観点から水産庁において規制がなされているためでございます。

このように、一定漁獲圧を強める可能性があるとする漁法の新たな認可につきましては、相当にハードルが高く、今後の操業認可に向けての一例としましては、まず第一に、対象となる海域での漁業間調整の終了。

次に、地元海区漁業調整委員会での協議、調整が必要となり、併せまして、当該海域における水産資源の管理や資源の協定に係る改定。また、高知県漁業調整規則の改正などが必須とされております。

一方で、町と致しましては、先ほどの答弁で申し上げたとおり、議員おっしゃられる地元漁業後継者解決策の一つとしまして、底びき網漁業も含め地元海域での漁獲の軸となる漁法を守っていくことは、重要な課題であると承知しております。

今後につきましては、既存の漁法や枠組みを整理し、それぞれの課題を抽出した上で、高知県漁業管理課と情報を共有し、将来に向けての持続可能な漁獲量につながるべく、引き続き必要な施策についての検討を進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

まあ資源管理、そうかもしれんですけども、実際のところですね、もう何十年か前、ずっとこの底びき網がやっていたころです。そのときは、ここでも言ったことあると思うんですけども、入野でも 24 隻ありました。それらも何十年もやって、全くその漁獲量は落ちなかった。

今現在どうかというと、このヒラメ、エビ、竹張りになると全く取れないんです、実際のところ。エビなんか本当にですね、注文が来るんだけどそれだけ取れんと。注文どころの話ではないというのが現実です。

先ほども言いましたけども、資源管理であるならば、この国の許可をしているこの八幡浜の大型の開口板でやっているこの操業。これをまず止めなければ何の意味もないんじゃないか。そして、この大型船が来るたびにですね、そこの漁場を主とするノドグロの深海延縄漁。これも全く取れない状況もまた続いております。先月もこの大型船、来ていたそうです。その次の日から、全くノドグロがまた見えなくなる。そういった現状が続いております。

そして、この地元海区の調整委員の方たちもね、もちろん話にも乗ってくれると思います。特にこの今言ってるように、この漁業後継者にも本当に適した、毎日漁に出れるというこの漁法をですね、しっかりと町も県の方に、何ととってもどうにかやらせてくれというふうに伝えていってもらいたいんですが。

もう一度、課長、よろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

現在、町内における底引き網水揚げ量にきましては、11 月時点での対前年比におきまして 63.4 パーセントとなっており、非常に厳しい数字となっております。また、経営体数につきましても、平成 30 年度以降、およそ 6 割にまで減っており、事業の継続につきまして大変厳しい状況であることは、数値にも表れております。

今回のご質問におきまして、以前にも同様な内容についてのご質問をいただいているところでございますが、県の水産振興部とも何度か協議を行いまして、実際の漁業法に至るまでの改正等についても確認をしております。

その中でやはり一番は、今回の形について漁業法が改正されて以降、こういった形での改正の手続き事例は全国でも該当がないという説明を受けております。地元海域における他の漁業間の調整や、こちらの方、県、町も含めてになりますが、資源管理の元となる基礎資料の整備、こういったところもできておりません。そういったところも含めながら、非常にハードルは高いと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

ただハードルは高いけど、そのハードルを乗り越えられるような、しっかりとした資料を持って、また県の方にも僕たちも行きますので、よろしくお願いします。

そして何いうたち、この若者がやりたいという、ぜひともそこらへんの意見をもう一度聞いて、できたらその若い者の意見を直接聞く場もまた持っていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

次、いきます。リマ海域の補助金です。

このリマ海域というのは、土佐清水から大体 70 キロ沖にある海域ながですけれども、昭和 27 年にこれ施行された法律ながですけれども、リマ海域の補助金について、数年前に、対象魚種にモジャコも加わったというこ

とを聞いております。

しかし、入野支所のモジャコ採捕漁業者は対象になっていないのが現実です。国、県への働き掛けはもちろん必要なんですけども、なかなか難しいんじゃないかと思っております。しかし、新規、今僕が聞いた話でいるとですね、東の安芸の若い漁業者の方たちは、しっかりとまたこのリマ海域の補助金を活用できているような環境をつくったということを聞いております。

まず、このリマ海域への国、県への働き掛け、必要と思うが、町の考えはどうでしょうか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員のカッコ3、リマ海域補助金について国、県への働き掛けが必要に思うが町の考えを問うのご質問にお答えします。

リマ海域における補償金につきましては、昭和27年法律第243号、アメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等の法律に基づき、高知県沿岸足摺沖の南、約70キロメートル付近のリマ水域における漁船の操業の制限、また禁止における損失の補償を防衛省が行うものであります。

また、補助金事業の関係につきましては、黒潮町におきましても、リマ水域の設定に伴う漁業上の障害を軽減することを目的とし、リマ区域周辺漁業用施設設置事業費補助金としまして、該当となる漁協支所に対し、主に給油施設、製氷冷蔵施設などの整備を実施しており、直近では、平成28年度において佐賀漁港に重油地下タンクの整備を実施しております。

議員ご質問における新たな対象者の捉え方につきましては、昭和27年の法律施行時における当時の補償申請ならびに決定が原則となっており、今現在の海域周辺における操業に対しての補償金、またお見舞い金の該当にはなっておりません。

過去の認定に係る経過につきましても、当時の町内各漁協単位での聞き取り調査が基本となっており、町を通じての個別の資料また保管書類などはなく、制度の該当についての事前の調整は困難でございます。

しかしながら、本海域における漁業制限の開始から既に70年が経過をしており、受給対象者が高齢となり減少していることはやむを得ない事実であります。新しい漁業者の方が増加していることもまた事実でございます。

先ほど申しました、既に70年を経過している海域制限の現実を制度として考え直していただくよう、関係団体の高知県漁業組合連合会を通じて、今後とも緩和措置の働き掛けに取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

このリマ海域、本当に難しい取り組みだと思います。水揚げの何パーセントかは、しっかりと補助金を使えるというような本当に、僕にしましたら、同じ漁業者なのにこれだけ違うのはおかしいんじゃないか、本当に不公平感があるんじゃないかと思います。

とにかくですね、課長、自分もこれについてもっと勉強しますので、お互いまたこの取り組みを継続しながら行っていきたいと思ってますので、よろしくお願いを致します。

次いきます。

カツオの町といたらやはり黒潮町。しかし、全国的にテレビの中継とか入ったら必ず中土佐町になってお

ります。黒潮町と中土佐町が入れ替わったと言っても過言ではないと思っております。まあさらなる取り組みが何ととっても必要だと思うんですけども、まずそこの方を、町の考えを聞きます。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員のカッコ4、カツオの町といったら黒潮町だが、全国的に中土佐町に入れ替わっている。さらなる取り組みが必要だが、町の考えを問うのご質問にお答えします。

議員ご質問における黒潮町カツオの町への取り組み全般になりますが、これまでも、県内漁協における活動の水揚げ量におきましても当町は有数の漁港であり、この実績につきましては、地元漁業関係者や市場関係の皆さま、また、商工業、流通関係、活餌事業に携わる皆さまのご尽力をもって続くものでございます。その中で、消費者向けのPR、広告活動や町外また県外イベント時などにおける販売促進、地域ブランド化などの取り組みが以前と比べましても下がってきており、現在、喫緊の課題であることは承知をしているところでございます。

取り組み全般におきましては、以前より、土佐佐賀カツオビジネス創造事業としまして、もどりガツオ祭りを代表とする黒潮町の魅力発信や交流人口の増加、県外の大規模イベントへのわら焼きたたきなどの出店活動を主に行ってきたところですが、近年におきましては、令和2年度より続きましたコロナ禍により活動を制限され、イベントの縮小や自粛など、事業効果の停滞が続いております。

今後、課題に向けた取り組みと致しましては、コロナ禍以前のにぎわいを取り戻すため、役場も含め、関係者間での熱意を再度確認し、内容も含め新たなスタートを切っていきたいと考えております。特に他市町村活動との比較の中で、テレビ、新聞に代表される報道関係へのPRや広告宣伝、デザインなどのアピールに欠けている部分が多かったと認識をしております。

今までの活動を転換し、全体を網羅した新たな取り組みの検討を進めてまいります。

また、今後、佐賀上分地区には、近い将来に高規格道路のインターが開通予定でございます。この機会を逃さず、道の駅を窓口とした水産関係のPRや、飲食関係のさらなる充実も含め、地元商工事業所との連携を図り、水産物全体の消費拡大に向けた取り組みにつきましても並行して進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

課題はしっかりと見えてきていると思います。何ととっても、特にもちろん漁業者が頑張らなければならない。そして、地元が頑張らなければならない。そこに手を出すのがやっぱり行政でありますので、どうかよろしくお願いします。

それですね、今現在豊洲の方では、高知のカツオよりか愛媛のカツオの方が商品価値があるというのをちらと聞きました。なぜか。先ほども課長が言いました、その高規格道路の関係ももちろん大だと思います。何ととっても流通。これもあると思いますが、今の佐賀漁港のあの環境はどうでしょうか。なかなかあれ、あの荷さばき所でブランド化する。なかなか今のままでは難しい。そう思います。本当にさっきも言いましたが、佐賀漁港の荷さばき所の強化策、これが何ととってもこれから必要になってくると思うんです。

これも以前質問しましたけども、衛生管理型漁港をしっかりと推進していくというのが重要と考えております。宿毛湾もは、さらなるこれ衛生管理型の漁港を目指してやっております。そして、この宿毛湾漁港ながで

すけども、カツオ、マグロにも水揚げをしてもらおうと、今現在取り組んでおります。マグロが今、この特に宿毛湾漁港への水揚げが毎日のように行われているのが現実です。

やっぱりそういったことを考えると、やはりこの衛生管理型の漁港を本当に積極的に進めていかなければ、この佐賀港へのカツオの水揚げも、これからますます少なくなってくるのではないかと考えておりますが、課長どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

議員ご質問の佐賀漁港における衛生管理型施設の整備につきましては、過去、平成28年ごろより、町内での市場統合も含めた衛生管理型施設全体の整備について、高知県、また高知県漁業協同組合を中心とした関係者協議が進められてきております。

その中で、全体事業に係る整備費、これが一番の課題となっております。近年、令和に移りましたが、高知県漁協自体の経営の関係もございます。こういった近年の財政面での負担が非常に大きなネックとなっており、現時点での整備計画について、めどは立っていない状況となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

本当に財政面、大事なことですけれども、やっぱりしっかりとこれもですね県の方に、今現在の、分かっておると思います、県は今の現状を。これじゃ駄目だということをしっかりと伝えていく。そういうことが大事だと思いますので、これも共にやっていかなければならないと思ってますので、よろしくお願いを致します。

次いきます。

カツオマグロのカツオ船、マグロ船の餌が何といっても高騰しているのは、皆さんご承知のとおりだと思います。燃油高騰の支援はしっかりと行っております。カツオの餌、バケツ1杯が今6,000円とか7,000円とか。で、マグロも今、以前は2,000円ぐらいのイカの餌でした。冷凍の。今現在、このイカの冷凍が8,800円だそうです。何といっても、餌代の高騰が経費を相当圧迫している。特に19トンのカツオ船なんか今、1回の航海で100万以上の経費が掛かってくる。なかなか厳しい状況が続いておる。

燃油の高騰も支援をしておりますが、来年度にかけてですね、この餌代の支援もある程度、町はどうにかできないか。

そういうことを問います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員のカッコ5、カツオマグロ船の餌が高騰している。餌代の支援は来年度に向けて支援できないかを問うのご質問にお答えします。

現在の水産業を取り巻く大きな課題の一つとしまして、個人、また経営体における、事業継続に必要とされる経費全般の急激な上昇があることは承知しているところでございます。

その要因としましては、先行きが不透明な世界情勢の中、エネルギー価格の高止まり、また、諸外国との金

利差等による悪い円安の継続などが重なり、燃料費全般や船舶定期点検等の維持管理費、飼料、餌代、さまざまな面においての価格上昇となり、持続的な漁業経営に大きな影響を与えております。

こういった状況を踏まえまして、町としましては、令和4年度予算以降において引き続きの物価高騰エネルギー対策を継続しており、本年度につきましても、燃油高騰対策としまして、漁船用原油の価格割引対応や、漁業経営セーフティーネット発動時における個人負担の2分の1補助を実施しております。

議員ご質問における、餌代の支援、新たな補助につきましては、先ほど申しましたセーフティーネット事業の該当項目にはなっておらず、現時点では、関連する養殖用配合飼料の高騰対策のみとなっております。

餌代に関しましても、急激な円安に伴う輸入材料の上昇や全国的なカタクチイワシ不漁などに伴い、魚種を問わず、およそ1割から4割以上の上昇と伺っており、併せて、他県にて操業されるカツオ船につきましては、先ほどの餌場の不漁に伴い、全国各漁場における漁船へのカタクチイワシ陸上運搬費用が今年度新たに必要となっているため、経営体における経費の増加に直接つながっております。

このカタクチイワシの不漁に関しましては、当町の活餌協議会の関係者を交え、来年春先の漁期に向けての餌の具体的な確保方策につきまして、現在、緊急の取り組みを進めているところでございます。

町と致しましても、非常に多額の事業費が想定され、必要とされる財源も含め、単独での支援は困難であり、まず、現在の経費高騰の状況を把握し、先ほど申しました餌代の高騰における国セーフティーネット事業への新たな項目の追加など、今後、高知県水産振興部に対しまして、魚種全般における新たな制度設計の構築を申し上げてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

課長すみません、漁業経営、このセーフティーネット構築事業ながですけども、なかなかよく分からないところもいっぱいあります。まずですねこのセーフティーネットの構築事業について、詳しくちょっと説明お願いします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

漁業経営セーフティーネット構築事業につきましては、燃油や配合飼料の価格が上昇した場合において、その影響を緩和するための備えとして、国と漁業者の資金原資により補てん金を拠出する事業でございます。補てん金のそれぞれの拠出割合は、国と漁業者の一对一の割合で負担しております。

先ほど申しましたように燃油等の場合、当該年度の設定平均価格値を超えた場合において、積立金の支払いが実施されます。

ご参考までに、町内における令和4年度のセーフティーの加入実績、漁業につきましては58件となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

この経営体が58ということですので、ぜひともですね、この58件をちょっとでも多く、こういう制度がありますということをもう一度漁業者に告知することも大事ですので、よろしくお願いします。

それと、できればですね、このセーフティーネットの中に、まあ養殖用の配合飼料ということもありましたけども、モジャコの場合、養殖がないんですよこれ。蓄養なんですよ。けども、やはりこの乾燥ペレットがずっと、月ごとに上がっていつてるのが現状だそうです。そういうところも入れられるような取り組み。そういうふうなこともですね、また国県への要望をお願いしたいと思います。

何といっても、漁業は本当に厳しい状況がずっと続いております。ぜひともですね、町ができること、そして漁業者ができることは一生懸命お互い手を取り合ってやらなければ、この黒潮町の漁業が本当に衰退していくというのはもう目に見えておりますので、漁業者にもですね、とにかく意見を聞いたり、できることは一生懸命お互いやっていきたいと思いますので、どうかよろしくお願い致します。

質問事項の2問目にいきます。終活についてです。

就職活動ではありません。エンディングノートといいます。終活はですね、自ら終末期や亡くなった後に備えるための計画や行動を残すこと、ということであります。

そして、この終活。実際ですね先月でしたかね、高知県のリーダー研修で、町長も言っておりました。いの町の若い職員の方が提案をしたのを、あ、こういう取り組みはやはりうちでも必要じゃないかと思って、今回出しました。

それがですね、やはり終活をするという人は、最近では本当に増えてきていると思っております。よく聞くのが、葬儀社が主催の終活講座などを耳にしますが、行政が終活の手助けができないか。行政だからできる終活はあると思いますけども、まず、このことについて問います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは澳本議員の、行政が終活の手助けができないかのご質問にお答え致します。

高齢化や核家族化が進展する中、支援を受けられる親族がいない等の世帯が多くなってきたことで、数年前から、広告やテレビのCM等でも終活セミナーという文字、言葉をよく見聞きするようになりました。

終活とは、人生の最後に向けて行う活動、事前準備のことで、今後の介護や医療についての意向、亡くなったときの葬儀やお墓に関すること、亡くなった後の遺産相続、住居、身の回りの物品や財産を整理する生前整理など、人生の最後を意識して準備を行うことをまとめたものとなっております。

厚生労働省では、昨今の社会情勢にかんがみ、人生の最終段階における医療、介護について、ご本人を主体に、そのご家族や近い人、医療、介護、福祉の支援者などが繰り返し話し合いを行い、ご本人の意思決定を支援する手順、その過程について、人生観や価値観、希望に沿ったものとなるよう、人生会議の愛称を付けて普及啓発を行っているところです。

当町では、令和元年9月に開催した黒潮町高齢者大学で、高知県立あき総合病院からの場医師をお招きをし、人生のしまい方、最後まで自分らしく生きるためにと題した講演会を行い、多くの町民の方々に参加をいただき、よいよ良かった、などのお声もたくさんいただきました。

また、県においても、ご存じですか、人生会議。という演題で公開講座を開催しており、幡多では令和5年11月23日に、四万十市文化センターを会場に開催をされております。町の公式ラインでも周知致しましたので、ご参加いただいた方もおられたのではないかと思います。

また、将来、ご自身やご家族が、医療や介護が必要になるときのために、大切にしていることや信頼できる

人、そして病気やけがにより自身の意思を伝えられなくなったときに、希望する治療が受けられるようにするため記録を残しておくこと等が推奨されており、パンフレット等を作成をして周知啓発を進めております。

県が作成したパンフレットは、役場等の窓口でもお渡しすることができます。

町としましては、今後も他機関や民間の皆さまのご協力をいただきながら、人生会議の普及啓発に取り組むことと併せて、数年前から取り組んでおります成年後見制度の普及啓発を推進することで、終活の一つとして捉えていただき、町民の皆さまが暮らし慣れた黒潮町で最後まで自分らしく生活できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

特にですねこの終活、まあ行政がかかわることにより、何ととっても個人のプライバシーや、まず意思の尊重の観点からですね、慎重に取り組んでくれると思っております。高齢者ならではの、高齢者ですので、医療や介護が重要な要素になってくる。先ほども課長が言いましたけども、行政が関与することで提供体制が整備され、個人個人のニーズに合ったサービスが提供できるのではないかと考えております。そして何より、身寄りがいない人、そして独居の人たちには、何ととっても力強い事業になると思います。そして、亡くなることで、また葬儀や法事。個人が亡くなっても、意思をしっかり受け継いでいく。その人が生きたというものを残していく。そういうことができると思いますが、町として、やはりこういう取り組みが必要だと思います。

実際、横須賀市では、この終活の登録制度をやっております。こういうことを町は、また新しい事業になるかもしれませんが、何か一つこういうことできないか。

再度質問します。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

横須賀市の取り組みについてご紹介いただきましたけれども、事前にお伺いをしておりましたので、少し横須賀市の取り組みについて確認をさせていただきました。

横須賀市は、身元が分かっているのに引き取り手のないご遺体が年間 50 体に上り、年々増加をしていく状況に危機感を持って、2015 年から、資産のない独居高齢者を対象にしたエンディングプランサポート事業を開始をしております。その 2 年後には、横須賀市の市民であれば世帯構成や年齢に関係なく誰もが登録できる終活情報登録伝達事業、わたしの終活登録事業というのを開始をしております。横須賀市の方につきましては、こういった市の状況に応じて、こういった取り組みを進めているということになっております。

当町の現状で申しますと、現在、無縁仏として安置をする件数調べますと 6 年から 7 年に 1 件程度となっております。やはり横須賀市のように人口規模の大きな都市とは少し状況が違うかというふうに思っております。横須賀市のような事業があれば良いかとも思いますけれども、町としましては、現在、こういった事業に代わる制度として、成年後見制度の普及啓発を、普及を図っていく方向で取り組みを進めていきたいと考えております。

その成年後見制度にも種類がございまして、お元気な方が将来、判断能力が低下したときに備えて、後見人になってもらいたい人と事前に契約を結んでおく任意後見制度という制度がございまして、今回、澳本議員言

われる事業と似通ったものとなっておりますので、町としては、引き続き成年後見制度の普及を図ることで、住民の皆さまが暮らし慣れた黒潮町で、最後まで自分らしく生活できるように取り組んでまいりたいと考えております。お困りごとについては、担当の方にご相談をいただきたいと思いますっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

その成年後見人制度、何いうたちもっと充実した取り組みにしてもらいたいなと思っております。

そして、何とんでもそのプログラムを実施して、町民の方たちに何とんでも意識を高めていくというよな、何とんでも取り組みが必要だと思いますので、この取り組みどうかよろしく願いを致します。

最後の質問にいきます。ポイント制の導入についてです。

行政が行う行事やボランティアなど、本当に黒潮町は特にこのイベントとか何とんでも多い町だと思っております。何とんでもこの行事、特にこのボランティアです。ボランティアはですね、最近本当に参加者が少なくなってきているのではないかと思います。

僕の考えでは、もうボランティアじゃなしにある程度の報酬は、もうこれからは必要ではないかと思っております。そこで、このポイント制度、何とんでも、今スマホの普及率がもう高齢者まですごいもので、このスマホを利用してポイント制度はできないか。

まず、そこを問います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは澳本議員の、スマートフォンを利用したポイント制の導入につきまして、お答えを致します。

町内の行事には、住民の皆さまをはじめとするボランティアスタッフの協力により成り立っているものが多いです。個人やグループで積極的に参加していただいている方もおられ、ボランティアポイントの導入については、現在検討している段階でございます。

当町では、スマートフォンを利用したポイントシステムとして高知家健康パスポートアプリを活用しております。これは、高知県が県民に対して提供している、健康促進を目的としたアプリで、スマートフォンで毎日の歩数や血圧、体重を記録することでヘルシーポイントが貯まり、健康的な商品が当たるプレゼントキャンペーンに応募したり、県内のスポーツ施設や飲食店などで特典が受けられる取り組みとなっております。

今年のバージョンアップにより、ヘルシーポイントに加えて、自治体が独自にポイントを付与することができる機能が追加されました。その仕組みを利用することで、健康イベントやボランティアなどに参加していただいた方に町独自のポイントを付与することが可能となり、導入の方向で検討を進めております。

しかしながら、運用には課題や調整事項も多くあり、まずは、健康促進施策として、健康イベントへの参加者にポイントを付与していくということで考えております。積極的にまちづくりに参加していただく動機付けとして、そして、健康づくり、生きがいくくりにもつながる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

導入を検討している。健康に関して、まずそれから取り組んでいるということですよ。

今回、夜間避難訓練なんか、万行地区は年々少なくなっているのが現実です。今年 2,940 人、夜間訓練にも参加したということですけども。もうその夜間訓練、もちろん万行でしたらですね、避難タワーの所に QR コードがあって、QR コードをピッと押したら、ポイントを付与する。

ある程度のイベント、ボランティアだったら、そのボランティア終了したところで、QR コードがあってそれをパッとやったらポイントがつく。そういうような取り組みができないでしょうか。今デジタルの関係で、町は何といっても取り組んでおります。

そういう取り組みはできないでしょうかね。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

現在の健康アプリでは健康促進っていうのが目的となっておりますので、ボランティアポイントとか、いろんなイベントへの参加というのは、また別枠で考えた方がいいのかもしれない。ほかのアプリとか仕組みとかも含めまして、広い視野でいろいろ考えていきたいと思います。

避難訓練参加者、それから清掃活動とか、そんなボランティアとかいろいろありますので、それこそ会場に QR コードを準備して、それを読み込むことでポイントを付与されるという、そういうことが将来的にはできるんじゃないかというふうにイメージしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

ぜひともですね、その QR コードの利用、そして、もちろん健康の関連するポイントの利用、そしたらまた、町内での買い物にまたそれが利用できる。そういったようなポイントの進め方、本当に大事だと思いますので、これから何といっても前向きな、そして早く、スピード感を持って進めていってほしいと思います。

以上で、僕の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、澳本哲也君の一般質問を終わります。

この際、10 時 50 分まで休憩します。

休 憩 10 時 38 分

再 開 10 時 50 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、吉尾昌樹君。

10 番（吉尾昌樹君）

それでは、早速ですが通告書に基づきまして、2 問ほど質問させていただきます。

まず、1 問目ですが、黒潮町での公共交通や、これからの全体的な交通網の在り方についてお聞きます。

現在、町がサポートしている公共交通の各地域などでの利用度や、今後の運用の在り方についてですが、黒

潮町も、高齢者や免許返納された方たちへの生活面での不便さを少しでも軽減しようと、オンデマンドバスや、あったかふれあいセンター、社協など、いろいろな面から協力していただいていると思っております。

しかし、まだまだ、日々の買い物や病院への通院など、自分の行きたいときに行ったり、帰りたいときに帰ったりできない不便さを感じている人たちの話をよく聞くことがあります。今以上に、もっと何かできることがないか。ほかの市町村ではどうしているのか。

まず、お聞きします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは吉尾議員の、公共交通の地域などでの利用度や今後の運用の在り方につきまして、お答えを致します。

まず、町全体のバス利用者数につきましては、新型コロナウイルス感染症が流行する前の令和元年度には年間約1万5,400人でしたが、コロナ感染症が流行中の令和2年度から令和4年度の利用者数の平均は年間約1万500人程度となっており、コロナ前に比べ3分の2程度の利用にとどまっております。

今年度につきましては、約1万3,700人が利用されており、感染症の影響から持ち直している傾向にあります。利用者数につきましては各路線ごとにしか把握できませんので、地域ごとの利用状況はお答えすることはできませんけれども、相対的に利用者数の多い路線と少ない路線があることは認識しておるところでございます。

運行距離や沿線の人口により一概には言えませんが、中には徐々に減っている路線もあり、地域の状況の変化が伺えます。また、昨年度および今年度実施した各地区での意見交換会では、通院や買い物などで定期的にバスを利用している方が一定数おり、移動手段の確保に不安を抱えているというご意見もいただきました。

当町では、令和3年度に策定しました地域公共交通計画に基づき、全町的に取り組みを進めているところでございます。本計画では、既存の路線網を再編することが目的の一つになっており、当町の構想する交通路線網としましては、現在運行している中山間地域の枝線バスは町の中心部へつなげる役目として位置付け、四万十市や四万十町など、町外に行く際には国道を走る幹線バス、あるいは鉄道に乗り継いでいただくということを想定しております。

併せて、週5日運行しているものを週2日の運行とし、その分1日当たりの便数を増やすことで利便性の維持向上を図りたいと考えております。今後は、デマンドバスや自家用有償旅客用輸送の導入も検討しつつ、また、近年議論が進んでおります有償ライドシェアなど、新しいサービスの動きにも注視する必要があります。

全国的なドライバー不足など課題は山積しておりますが、地域の実情に合った使いやすい公共交通網の実現に向け、バス事業者、タクシー事業者とも情報収集しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10番（吉尾昌樹君）

本当はこれ2つに分けて質問したかったんですが、交通面での不便さで言えば、黒潮町には現在タクシーが1台しかなく、昼も含め、夜の移動にも困ることがあります。そんな対応にも向け今、国会で、先ほど課長の答弁でもありましたが、ライドシェア制度というのが取り上げられております。

これは、簡単に言えば、タクシーを運転、タクシーに乗るための2種免許を持っていなくても、普通免許で自分の車でタクシー業務ができるようになる、そういう制度だと思っております。この制度が国会で通れば、

いろいろな面で、多くの人たちが利用するものでないかと思っておりますが、それが実現されるまでには、まだまだいろいろな問題、課題があると思っております。

そして、それが実現されるまで、現在、四万十市や宿毛市などでも増えてきている介護や福祉タクシーなど、町の補助で運行させ、また、その車が夜などはタクシー代わりもできる。そういった運輸方法はできないかとも思っております。

これについて、ちょっとお答えをいただきたいと思っております。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは吉尾議員の再質問にお答え致します。

まず、介護タクシーというのは、ケアプランの中で介護が必要というふうに組み込まれた場合に、保険適用となって利用できるタクシーでございます。こちらは保険適用となった場合に、介護分にかかる費用が保険適用の1割で済むということになっておりますけれども、現在、これ以外に補助事業というのは想定されておられません。

またですね、四万十市、それから宿毛市の方でもタクシーの運行が少ないという課題というのは共通しておりますので、黒潮町独自でなく、もうちょっと広域で話が進めることができたかなというふうには考えております。課題も意識しております。そういうことも含め、これから考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10 番（吉尾昌樹君）

ありがとうございます。

また、これに関してですが、当町には代行タクシーなどもなく、町内での飲食などの移動にも、四万十市から代行を呼んだり、これにも不便さを感じておりますが、町内の飲食店、スナックなどが、コロナの影響もありますがそういった移動手段の不便さもあって、だんだんと件数も減ってきているのではないかと、そういう関係もあるのではないかと思っております。

全体的な町の移動手段についても、いろいろな角度から検討していつてほしいと思っております。ぜひこれからの黒潮町のためにも、いい方向に行けるような検討をお願いしたいと思います。

これで、1 問目の質問は終わりたいと思います。

それでは2 問目の、高台への宅地造成などについてお聞きします。

黒潮町も、町内の県の公園予定区域になっていた場所、土地が今年の10 月初めに予定から外れ、解除になりました。黒潮町から四万十市に向けてですが、その中で、下田の口の蛸瀬橋を田野浦方面に渡れば、すぐ県道から海側の土地が広い範囲に高台にあります。

黒潮町はやはり、今でも南海トラフ大地震や災害に備え、一番に防災対策に力を入れていると思っております。そして高台移転も、この南海トラフ大地震に備えるための大きな対策の一つとして、最初からずっと言われてきました。あれからもう10 年以上もたつのに、やるべきこと、やらなければならないことが、まだまだたくさんあると思っております。現在報道されている地震が来、そして、津波により海沿いの低い場所の家が流され、たとえ無事に避難できても、帰る家もなくなってしまうかもしれません。

ですから、生活するための仮設住宅もものすごい数を建てないといけないし、また、1 年や2 年でどこかに家

を建てて、仮設住宅を出ていける人はそんなにないと思っております。ですから、その仮設住宅を建てる場所も、町内の公園や学校のグラウンドでは駄目だと思っております。

そのためにも、今年やっと戻ってきた高台の土地に宅地造成をし、また、企業や病院などへの招致なども行って、招致ができれば雇用も生まれますので、これからの黒潮町のためにも活用していくべきだと思いますが。

町の防災へのこれからの方向性をお聞きます。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは吉尾議員の、高台への宅地造成などについてのご質問にお答えを致します。

黒潮町内における、土佐西南大規模公園区域からの一部の廃止を、高知県が今年9月29付で告示を行い、廃止の手続きを完了しています。

地区の内訳としましては、旧大方町では、出口地区、田野浦地区、入野地区、浮鞭地区、旧佐賀町では、佐賀地区でございます。

公園区域の廃止に伴い、建築にかかわる制限等も変わってくることから、宅地化について検討していく必要はあると考えております。しかしながら、宅地化とするためには道路等ライフラインの整備が必要となり、小規模の宅地造成を実施するとしましてもある一定の費用が必要となることから、補助金の活用や住民の皆さんのニーズ把握等により、宅地化が可能な土地について適地を洗い出し計画していかなければなりません。

高台への宅地造成につきましては、現在、本庁東側への井ノ谷への入野地区宅地造成事業について検討中でございます。

また、現在、事前復興まちづくり計画の取り組みが佐賀地区で進められており、今後は、この取り組みが大方地区でも展開される予定でございます。

どのような施設がどのような位置にあることが望まれているのか、その中で出された意見もお聞きしながら、議員ご質問の今回除外されました土地につきましても選択肢の一つとして、事前復興まちづくり計画の取り組みの中で、企業、病院などへの誘致を含め、これからのまちづくりを見据え検討したいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10 番（吉尾昌樹君）

先ほども言いましたように、高台が多くできれば宅地もでき、病院への招致、それから住宅などたくさんできるような感じになってくると思いますし、一番大事な仮設住宅も、長い間置ける所も出てくるんじゃないかと思っております。

そのためにも、ぜひいろんな所に、高台にそういう宅地を造っていけるよう、町の方も検討していただきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（中島一郎君）

これで、吉尾昌樹君の一般質問を終わります。

次の質問者、濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

おはようございます。

2023 年も残り 2 週間余りとなりました。通常、12 月といえば寒さが厳しくなり、クリスマスやお正月準備もそれなりに進むものですが、今年は暖かい日も多く、まだまだお正月が来る感覚にはなれないのが正直なところです。寒暖差による体調の変化も多いように思います。

そして、現在町内ではインフルエンザも流行しており、心配も多いです。除菌以上に加湿と換気。そして、十分な栄養と休養が大事であると思います。年末年始は医療機関も休みで十分な医療が受けられませんので、今から免疫力を高めて、穏やかな年末年始を迎えられるように備えておきたいところです。

本日は、通告書に基づき 2 つの質問をさせていただきます。

初めに、防災のまちづくりについて質問致します。

町は、平成 24 年から老朽住宅除去事業を創設しました。その後、10 年余りが経過しており、活用されていない老朽化した住宅は取り壊しが進み、完全確保が進んでいると感じています。

しかしながら、災害時の避難経路に限らず、日常の生活上、活用している道路沿いにも瓦が落ちたり、今にも崩壊しそうな老朽化した家屋もいまだに見受けられます。町としても、そのような危険な状態を放置してよしとは思っていないはずです。

区長さんとも安全確保に向けて協議されていると思います。これまでも幾度か申請の提案をしながら、何度か壁にぶつかり、まちづくり課には幾度となくご相談もしてきましたが、率直に質問します。

カッコ 1、補助額の上限 100 万円という要件の見直しが必要な時期に来ているのではないかと

問います。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは濱村議員の、補助額上限の見直しについてのご質問にお答えを致します。

本町では、平成 24 年度から地域の住環境改善のため、老朽化し危険な空き家の除却を行う方に対しまして、老朽住宅除却工事に要する経費について補助を行っております。

補助する額は、100 万円を限度額として、除却工事費の 10 分の 8 を補助しております。

これまで、募集期間を定め、毎年約 20 件分の予算を確保し事業を実施しておりますが、近年は、1 回の募集では 20 件に達せず、令和 3 年度は 2 回、令和 4 と本年度は 3 回、追加募集を実施しております。令和 4 年度は、申請件数 22 件のうち 20 件に交付決定しましたが、本年度は申請件数 18 件のうち 13 件の交付決定と、件数が減少しております。

申請件数が減った要因としまして、以前から比べ除却工事費用の増額なども考えられることから、老朽住宅除去を推進するための施策について、補助金の在り方を含め検討してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

資料 1 を参照していただきたいと思います。

黒潮町は現在、上限が 100 万円ということで、その 100 万円の上限、他の市町村と比較をしましても四万十市、土佐清水市が 102 万 8,000 円ということで、そこらへんで大体、3 町村が同じところをいっています。

先ほど課長は、要因が工事費のアップというか、工事費が掛かるからなかなか申請に向かないというか、申請してもなかなか自己負担分等が発生するので負担が大きいという判断、見解だったと思います。

それに加えて、もう老朽化して空き家になっている住宅は、比較的に大きな、今のこぢんまりした住宅と違って、大家族が住んでいたような家屋もそのまま残っております。なので、取り壊しに対して200万を超えたりだとか、そういうケースもあります。なので、本当にその個人負担分がネックになっていって取り壊しが進まないというケースも大いにあると思います。

でも四万十市では、この上限100万円でも、もう年間100件以上の応募があるそうです。100万円でも出れば取り壊しに対してありがたいということで、そのうち40件に対して交付をしています。

土佐清水市では、年間50件交付をしているそうです。4月に募集を掛けたら、1週間でその枠が埋まって、それ以降は次年度に持ち越しということで対応しているようです。

なので、その上限が上がることによって負担が減ることと本当にあると思いますが、検討をしているというのはどこらへんぐらいまで検討を進めていますでしょうか。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

濱村議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど言われましたように、老朽住宅除去事業、近年、件数が減ってきてます。申請の件数自体が減ってきている状況があります。

その状況に関しましては、先ほど答弁しましたように、近年、資材高騰であったりとか、その人件費の高騰であったりとか、そういった部分が利用者の負担と、申請するに至っていない要因であるということは自分たちも認識しております。

ただ、先ほど議員言われたように、そうでなくても申請件数がある他市町村もございます。そうしたことからいくと、要因はさまざまなものが考えられるというふうには思っています。

ただ、最初言いましたように、その補助の要因というのかなり大きいものだというふうには考えていますので、少しその方向について前向きに検討していきたいというふうには考えております。

ただ、これまで補助してきた方とのバランス、今まで100万補助していて次の段階で補助されると、今年やった方と来年やった方、またその次にやった方いうところで差が出てくるということもありますので、その増額に関してはどのくらいになるかといったところは他市町村、また、そういった以前の申請者の方とのバランスを考えながら検討をしてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1番（濱村美香君）

早め早めの取り組みをして、100万円しか頂けなかった。

でも、100万円しかもらえなかったといって後の方に文句を言うことはまずないと思うので、その部分については他の市町村を見てもあまり中途半端な金額設定、上限の設定してなくて、国や県の上限に合わせた設定をしていますので、できればそこに近い形で上限を設けていただいて。その上限が上がれば2割負担分が上がってくるということもあって、そのどちらかですが、その持ち出しが多過ぎてなかなか取り壊しが実施できないという方に対しては上限が上である方がありがたいと思いますので、その方向で。

あまり、既に取り壊しをしてくださった方に対しては感謝の気持ちを持って、これから向かうためにやっぱり新しい取り組みというか、本当に何のためにこの事業があるのかということを考えたときに、取り壊して

ないままで終わることのリスクの方が大きいと思いますので、その点は前向きに、金額設定もよろしく願い致します。

それでは、次の質問に移ります。

カッコ2、他の市町村、具体的には土佐清水市ですが、一定条件を付けて、住宅以外の老朽した建物に対して補助を実施しています。

今後、町でも倉庫等の除去に対して補助を拡大する必要があるのではないかな。

問います。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは濱村議員の、倉庫等の除去に対しての補助拡大についてのご質問にお答えを致します。

老朽住宅はまだ町内に多く存在してしまっていて、倉庫等と比べて戸数も多く、住宅の方が優先順位が高いと考えております。

現在のところは、住宅の除去を中心に進めていきたいと考えているところでございます。

ただ、倉庫等でも道路沿いにあり危険なものがあることは認識をしていますので、除去についても検討する必要がございます。

しかしながら、老朽住宅以外の倉庫等を除却するには、一定期間、跡地を防災広場といった地域活性化のため計画的に利用することなどが、国の補助要件として定められています。土地の売却が容易にできなくなるなど、補助することで跡地の活用が制限されるため、除去後に所有者の方が望む土地利用ができないといった側面もございます。

そのため、倉庫の除却はそうした補助要件等を整理した上で、他市町村の状況について情報収集を行いながら、補助について検討したいと考えます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

実際に老朽住宅の把握というところで、まだ避難を要する上でとか、通学路の部分で危ないとか、そういう老朽した空き家の数の把握というものはありますか。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

濱村議員の再質問にお答えしたいと思います。

老朽住宅のことにに関して、令和2年度に調査をしております。その際に、倒壊の危険があり、修繕、解体などの危険度が高い、そういった住宅が68戸ございました。

その中で、町道等に対して、災害等に対して避難に影響があるとか、周辺の住宅に影響があるといった戸数が13戸ございました。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

その13戸については、もう取り壊しがなされていますでしょうか。

そして、その13戸以外の所の、68戸あった中の13戸以外の所でも取り壊しは、ここ数年の、2年以降のこの交付件数の中に含まれているところでしょうか。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

この13件に関しましては、まだ現在、所有者等も確認をしている状況でございます。そうしたところから、それが全て対応できているということではございません。

68戸のうち、その中で今まで除却された住宅がどれだけあるかといったところは、申し訳ありません、今現在ちょっと把握してないので。それについては、今の調査の結果どのような状況になっているかということは、調査をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

先ほど課長は、まだ老朽化した住宅の方に補助を充てたいという希望がありましたが、土佐清水市の方では、多分その県の方は、県の補助金交付金の方では、住宅以外を認めていない。国は住宅以外のことも交付ができるということ。

昨日、土佐清水市の方に確認したら、10年の地域活用の要件は緩和されたんじゃないかということ言っていたんですが、私もそこらへん、ちょっと国の方の資料を見ても自分がこう読みこなせないのではなかなかはっきりしていませんが。

そういうふうには、こう補助の中でもし倉庫等がその除去対象の場所にあるとしたら、そこを分けて交付をすることができるものかどうか。そういう工夫、そういうことは可能かどうか、教えてください。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

濱村議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど、少し制限がかかると言いましたけども、その内容について、まず説明をさせていただきたいと思います。

まず一つとして、大きなところで公的な利用が目的ということが一つの要件でございます。

それから、公的利用の始める時期というのは、除却から3年以内には行いなさいということです。

それから、公的利用に要する期間に関しましては、今、通算でいくと1年以上ということになっていますけれども、これまでの指針等そういったものでいくと10年が望ましいといったようなことが書かれていますので、土佐清水市はその望ましい形を取ってるんじゃないかというふうに思っています。

その部分で、居宅部分と倉庫分と分けての補助というのは可能かと思ってるので、倉庫だけであってもこの要件の中で希望される方があって、町としてその補助をしていくということであれば対応は可能かと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

なぜ住宅以外のところにもこの事業を適用してほしいかといいますと、昔の大きな家の場合、母屋、部屋に分かれていて、全部を取り壊さないと補助対象にならないっていうケースでつまずいているケースもありまして、道に面した本当に危ない、老朽化した部屋の部分だけ取り壊しをできないかと思ってるんですけど、一部分は認められない。単独でそこを住宅として認められないかっていっても、お風呂がない、台所がないということで要件から外れるということがあります。なので、なかなか安全の確保が地区の中でできていないっていう課題が出てしまってこのように、もう少し柔軟な対応ができればというふうに日々感じております。

なかなか補助金を頂かないと町の方もいろんな施策は打てないと思うんですけど、多少の持ち出しをしても条件を緩和して、この事業に多くの人が活用できるようになればいいなというふうに思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

濱村議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど言ってた、居宅と倉庫がある場合。その場合、もしこの補助を導入するということであれば、倉庫部分はそれとしてできますけども、先ほど説明しましたように、居宅部分の除却をして、そこの部分の土地は所有者さんが自由に使えます。

でも、倉庫部分に関してはどうしても制限がかかりますし、町としてもそれを有効な活用していかなくてはならないということがございますので、そういった形で、利用するに当たっても少し不便なことがあるというふうに考えています。

あと、その補助に関しましてはどうしても、やはり町の単独ということで行くと、町の財政面を考えたときには全体的なバランスをかんがみて、なかなか難しいと思っています。

そうすると、どうしても国の補助を受けなくては進めていきにくい。その方が推進を進めやすいというふうに考えていますので、基本的には、国の補助の要件にのっとった形で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

もう一点、ちょっと質問したいんですけど。

倉庫は居宅じゃないっていうのは理解ができます。母屋の部屋だけが残っている場合に、もう既にトイレとか台所は共同の部分で取り壊しているっていう場合に、対象になるかどうか。

今の条件で大丈夫ですが、今はどうですか。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

濱村議員の再質問にお答えしたいと思います。

離れの部分に関して、居住のように供してあるというところで、判断ができると思います。明らかにそこが

利用されているという状況であれば、一定、居宅として見なされるというところは出てくるかと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

分かりました。

また一定、安全のための事業、安全に生活するための事業だと思いますので、より良く改善されていくことを願っています。

近年では、ブロックの建物であるとか、コンクリートの建物に対しても補助が拡大されたことによって、本来にコンクリートの建物が壊されて安全になったことと、そこにまた若者が帰ってきて住宅を建ててくれるという良い循環も起こっていますので、いろいろ柔軟に枠がこう広がっていくのはありがたいことだと思いますので、そのようにまた改善をお願いします。

カッコ3の質問に移ります。

持ち主が県外にいる場合や、長年の施設生活で情報が入らず、老朽住宅、空き家が放置され危険な状態になっている場合があります。

その対策をどのように考えているか、問います。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは濱村議員の、老朽住宅放置による危険な状態にある場合の対策についてのご質問にお答えを致します。

持ち主が県外にいたり、長年の施設生活などで住宅の状況を把握できず、そのまま放置され危険な状態にある老朽住宅につきましては、近隣住民の情報提供や庁内関係課との連携により、所有者の所在の特定に努めております。

所在が確認できた場合には、老朽住宅除去事業の案内をし、除却を促しております。

しかしながら、所有者の所在が確認できない場合もあり、町内の関係各課と連携を取りながら、略式代執行も含め、今後の対応を検討してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

区長さん等とも協議もその中でされていることと思うんですが、地区によっては、地区ごとの区分けがくっきりと分かれてない地区もあると思うんですね。

例えば、佐賀地区もそうでしょうし、どこの地区に該当するのかっていうのが、大方の方でももちろんあります。その境目が分からなくてどちらの、うちの地区なのか向こうの区なのか分からない部分があって、曖昧になっているケース等もあると思うんですが、そこらへんはやっぱり区長さんと共有しながら、あそこの家は避難道に接していて危ないね、生活道でたくさん人が通るのに瓦が落ちているねとか。結構近年ではシロアリの課題もありまして、空き家になるとシロアリが発生して、それが近隣の住宅に飛んでいくっていうこともあ

って、大変空き家で困っているケースもあります。それをどうすることもなかなかできず、どこにも言えず、我慢をして自分のところをシロアリ駆除の対応したりして、一生懸命やったりしているという声も聞きます。

空き家を放置すると本当に、教育委員会においては通学路の安全性の確保でありますし、防災においては避難場所に安全に避難できないという危険性があります。そういうところで、あと福祉に関しては、要支援者を福祉避難所まで搬送する訓練はされていますが、そこに行き着くまでの経路にそういう崩壊する危険性が高いものがあれば、数々の難問ができて福祉避難所までも行けないっていうことが発生してくると思うんですね。各課が、私は自分の持ち分としてやっぱり自分の対象とする住民、自分の担当課が管轄する住民が本当に安全に安心して暮らすことができるのかっていうことをやっぱり自分たちの目で見、足で歩いて確認をする必要があるんじゃないかというふうに思います。やっぱりそこを知って初めて、この事業を使ってやっぱり取り壊しを進めていく必要があるんじゃないかっていうふうに向いてくると思うんですね。何か、自分の担当課以外の事業であればあまり自分に関連していると思わないかもしれないんですけど、この老朽住宅除去事業に関しては、もう各方面に影響していく、すごくいい事業だと私は思っています。これが進んだら、もう梓いっばいで来年に持ち越しますぐらいになったら、本当に宅地の確保であるとか、そういうものにつながっていき、改めて宅地を造成する必要もなく、人口減少に歯止めがかかるきっかけになるんじゃないかというふうに思います。

これからいろいろ法改正で、私も具体的にはちょっと勉強はしてないので分からないんですけど、空き家を放置すると固定資産税が上がるとか、何倍にも、4倍に上がるとか4.2倍だったのかちょっと忘れちゃったけど。そういうふうになると、なおのこと取り壊しをすることの方がリスクだったりもするので。けど、それが結果、いつまでも古い空き家が残ってるっていうのもまた、それ以上のリスクなので、そこらへんも含めて、いろいろこう町民の方と対話をしながら、空き家にしたらこうこうですっていう情報も、固定資産税はこうですとか、更地にしたら放置したらそうですとか、いろんな情報があって初めて住民の方も判断できると思います。

何かそこらへん、いろいろ住民との情報やりとり、共有をしていただけたらというふうに思います。

それから、今年度は3回募集をかけたけども13件ってところが、一番最初に募集を掛ける時期が、清水市は4月と言ってましたが、黒潮町は今何月になっていますか。最初の、第1回目の募集。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

濱村議員の再質問にお答えしたいと思います。

受付期間を9月からとして、募集をしています。

（濱村美香議員より、「もっと早かったですよね。」等の発言あり）

まちづくり課長（徳廣誠司君）

少し休憩をお願いします。

議長（中島一郎君）

ここで休憩取ります。

休 憩 11 時 37 分

再 開 11 時 37 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

すみません。

今ちょっと手元にある資料が2回目の募集のやつだったかもしれないので、再度調べて、また後からお答えするように致します。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

すみません。

数年前は、8月、9月あたりの募集だったと思うんです。今年度少し早めていただいて、3回目の募集が最後10月ぐらい、締め切りぐらいだったように記憶をしています。

それをもう少し募集期間を早めることができれば、県外に住んでいる所有者たちもゴールデンウィークに帰ってきて、それに合わせて申請手続きができるだとか、2回目はお盆休みに合わせて申請ができるだとか、少しこう早めの対処ができると思うんですね。3月の年度末までに工事も完了してもろもろ終わらないといけないうこのしっぼが決まっているので、最初を早めていただかないと3回募集掛けても4回募集掛けても、なかなかこう準備が追いつかないということがあるように思うんですね。取り壊すって決めて見積もりを出して、お金の準備をしてとか、そして壊すっていう業者さんの空き具合もあるでしょうし。

そうすると、やはり募集を少し早めて、県外の方たちにも広報して、ちょっとでもこの事業を使ってもらってという工夫も必要じゃないかと思うんですが。

その点についてはどうでしょうか。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

濱村議員の再質問にお答えしたいと思います。

確かに募集時期を早めるといったところで、そこが促せるっていう部分もあるかと思います。

ただちょっと、課としても整理をしながら、どういう形で老朽住宅の募集をしていくかといった期間も要りますので、できるだけ早くは募集はしていきたいと思いますが、整理をしながら対応していきたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

個人の所有物であるので、なかなかこちらが思うようには、無理も言えないところもありますが、私たちもできることはお手伝いをしながら、自分たちも情報提供しながらこの事業を進めて、安全に町が整っていくようにしていきたいというふうに思います。

先ほども言いましたが、年間150人ぐらい人口が減っていて、なかなか高台に宅地もないという中で、この防災対策と定住対策が同時に進行できる、すごく貴重な事業だと思います。なので、せめてこう用意した枠ぐらいは募集があって、それが実施できるようにというふうに思いますので、これからいろいろな工夫をよろしくお願い致します。

1についての質問は以上です。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

すみません。

先ほどの濱村議員の最初の募集はいつかということに関しまして、5月8日からの期間として募集をしています。

先ほど答弁できなかった部分で、答えさしていただきました。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

5月といえば割と早い方だとは思いますが。はい。

もう少し、ゴールデンウィーク前だったら、ゴールデンウィークの休みと休みの間の開庁日に申請とか問い合わせに来れるかもしれません。もう少し早めがありがたいかもしれません。

よろしくお願いします。

それでは2つ目の、デジタル推進について質問致します。

先ほどの奥本議員の質問にもありましたポイント制度について、私も質問したいと思います。

カッコ1、住民が健康でまちづくりに参画できるよう、黒潮町独自のポイント制度を取り入れるように提案致します。

町として、そのような計画はないか。

あれば、どこまでの構想ができていますか。

再度教えてください。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは濱村議員の、住民が健康でまちづくりへ参加できるよう、黒潮町独自のポイント制度を取り入れるよう提案する、につきましてお答えを致します。

先ほどの奥本議員への答弁と重複する内容がありますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

現在、高知県が運用している高知家健康パスポートアプリを活用して、町独自のポイント制度の導入について検討している段階でございます。

本アプリは、高知県が運営している健康促進を目的としたアプリで、自治体が独自にポイントを付与することができる機能が追加されました。この機能を利用することで、健康イベントやボランティア等に参加していただいた方に町独自のポイントを付与するなど、自治体ごとのサービスを展開することが可能となっております。

健康については、年齢層は高くなるにつれ興味関心が深まる傾向にあり、町内における健康アプリの保有率は40歳から70歳代の方が高くなっています。住民への浸透度が一定あり、また、維持管理のコストが不要であることから、本アプリを活用する方向で考えております。

しかしながら、若年層を中心にまだまだ保有率は低いため、健康維持への意識付けや魅力的なポイント交換商品を準備するなど、周知活動に努め、まずは、幅広い方にアプリを利用していただく必要がございます。

また、運用には課題や調整事項も多くあり、関係部署と慎重な制度設計を進めているところでございます。

議員ご提案のとおり、積極的に健康促進に努めていただき、まちづくり活動にも参画していただき、頑張った方ほど特典が受けられる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

私も健康パスポートのアプリを入れていまして、もう既にゴールドになっていて、日々、歩いた歩数とかも全部残るし、日々体重とか血圧を入れていけば、3 日に 1 枚グリーンのポイントが付くっていうのも、真面目にはしていませんけど一応その機能も持ってやっています。そのシールがたまったら懸賞を応募したりっていうふうには、当たったことはありませんが応募したりしています。

けど、確かに高齢層というか、私たちの以上のような 40 代以上の高齢層にしか定着がなく、そのパスポートを獲得する 1 個目の段階のところはすごくハードルが高いです。なので、それをするために必死で、必死で取り組みました。その後も、なかなかランクアップするに必死で取り組みました。

なので、マイスターなんかも持ってる、そのゴールドを持ってて取り組んでる人なんかはよっぽどもう健康づくりに力を入れてるもう素晴らしい方だと思っていますが、そこらへんが若い世代に対しても普及されるような工夫も必要だと思いますし、実際に町内で健康パスポート持っている人が、所有者がどれだけいるかとか、その把握も必要だと思うんですね。それが分からないままこういうのがありますって投げ掛けてもなかなか通じないと思いますし、私も最近気が付きました、黒潮町のアイコンが健康アプリの画面の中に入ったっていうのは気付きました。そこを開けると、くろしおいきいき体操に参加したら多分 1 ポイントもらえるとか、そういうふうなのができて、そこもどこまで住民の方が知っているかっていうのが、今は疑問です。

その周知については、何か工夫はされていますか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、濱村議員の再質問にお答え致します。

町内におけるアプリの保有率というのは、昨年度実績で 4.3 パーセント、392 人とどまっております。

なので、これをもう少しみんなに持っていただくという必要があるかと思います。

なので、スマートフォンの教室であったり、いろんなイベントごとであったり、そういうときに周知していくようなことが必要かと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

健康福祉課の方になるかもしれないんですけど、アプリ自体じゃなくって、そのパスポート自体の町内の保持者っていうのも把握はされているでしょうか。

されていたら、数を教えてください。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

パスポートというのは何ですか。

(濱村美香議員より、「アプリじゃない、本当の帳面、昔からの帳面。それをアプリに移行できるんですよ。」との発言あり。)

議長 (中島一郎君)

この際、休憩致します。

休 憩 11 時 48 分

再 開 11 時 49 分

議長 (中島一郎君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 (佐田 幸君)

それでは、再質問にお答えします。

紙でお渡しをしている健康パスポートですけれども、すみません、手元に資料を持ち合わせておりませんので、紙でお渡しをしている人数というのは、今、分かりません、申し訳ありません。

ちょっと確認をさせていただいて、後でまたお答えさせていただければと思います。

議長 (中島一郎君)

濱村美香君。

1 番 (濱村美香君)

すみません。私がちょっと深く質問したので、申し訳ありませんでした。

どうしてその数が気になったかというと、アプリを取っている人の数が4.3パーセントとってすごく低かったんで、そこにポイント付与しますっていうよりは、またそのパスポートを持ってる人自体がスマートフォンを持っていればアプリに移行するっていう方法を周知していく可能性があって、もっとこのアプリに連動していく人が増えるのではないかという可能性を見たかったので、すみません。ちょっとその数を知りたかったです。

発行先が健康福祉課なので、大体紙媒体で申請するのが。ちょっと私も企画との、そのデジタルになったときと紙媒体のときのバランスがちょっと分からなかったんで、申し訳ありません。

そうやって普及率が少ないとしたら、ポイントがもう一部の人にしか還元されないという効果の薄さっていうのをちょっと懸念します。

私は、提案したいのは、健康アプリもちろんですけど、澳本議員も言われたようにボランティアポイント、それからリサイクルにはリサイクルポイント、買い物には買い物ポイント。それらを地域共通のポイントとして活用できて、町内で買い物ができる仕組み。そういうのをぜひ取り入れてほしいというふうに思います。その結果、人的、物的資源が活用されて、人口減少や高齢化に伴う人材不足等の各種課題も、発生が緩やかになるのではないかというふうに思います。

今、若者の間では、ポイ活という言葉もあります。私、ポイ活って言ったらポイポイ捨てることかと思ったらポイント活動で、ポイントを1ポイントずつコツコツ貯めて、それをまた自分のことにまた使っていくというポイ活ということも行われていますので、このポイント制度の取り入れっていうのは、今後デジタル化推進するに当たってすごく開けていく部分じゃないかというふうに思います。

資料2のところに参考までと思って、世帯ごとのスマートフォンとかモバイルの媒体、そういうものを持っているっていうのがもうほぼ90パーセントになっていますので、ポイントスマートフォンでっていう取り

組みもこれからどんどん進んでいくと思います。これは町内ではないので格差はあるかもしれませんが、大体もう見ている70代の人でもスマートフォンを持っている、80代の人でもスマートフォン持っているということもありますので、これからスマートフォンが普及していったら、ポイント制度ができたとしてもアプリでポイントを貯めていくことができるというふうに思いますが、その点については、健康ポイントのみでなく、今後の展望としてどのようにお考えか。

お願いします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは濱村議員の再質問にお答え致します。

健康アプリだけでなく、いろんなアプリとか、それから民間が展開しようとしていることなんかもありますので、それらも含めましていろいろな方法を活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

最後に町長に。

町長、このデジタル化について推進する予算もたくさん取ってきて推進をするということですけど、町民全体の生活と連動させてポイント制を取り入れることに対する町長の思いとか、まだそこまで考えてないとかあるかもしれませんが、町長の思いをお聞かせください。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、濱村議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

これからの行政を進める上では、あらゆるところにデジタルを活用していく、住民の生活にもデジタルを取り入れることで便利にしていくということが必要と、まず基本的に考えております。

このポイント制度につきましても、まずは環境をつくっていくことから始めなければならないと思っております。現在、その環境づくりを進めているところでございます。

どういうふうなソフトを使うか、そして、ポイントについても貯まったポイントをどういうふうに使えようにするのか。そういう環境づくりを今、担当、企画のデジタル推進係を中心に全庁的に整理しながら取り組んでいるところでございますので、できるだけ早く実際に使えるような環境をつくって、そして、環境をつくった上で広く啓発を進めていく。利用の仕方を住民の方にできるだけ分かりやすく伝えていくというふうな作業をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

できない、分からないと言って、もう逃げることをできない時代になってきています。自分たちも、デジタルについていかなければならないときが来ていると思います。

なので、役場の方ではスマートフォンの教室であるとか、そういうのもあつせんというか情報提供してくれていますので、そういうのも活用しながら、少しでも年齢に関係なくデジタルに太刀打ちできるように力をつけていくようになったらいいなというふうに思います。

移住定住に力を入れていくというふうに県政の方も表明されていますし、やはり、今日はそのことも含めて老朽住宅の除去と若者定住をセットとして考え、そして、住民の生活もより豊かに、楽しみながら生活をしていけるようにというふうな思いがあつて、今日はこのように質問をさせていただきました。

これで私の一般質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで濱村美香君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 56分

再 開 13時 30分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に入る前に、健康福祉課長から発言を求められております。

これを許します。

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

すみません。それでは、先ほどの濱村議員の質問の中で、紙の健康パスポートの件数を答えできておりませんでしたので、お答えをさせていただきます。

令和5年9月30日時点で、健康パスポートの番号を持っている人数は、全体で622人と把握しております。

このうち、紙のパスポートを持っている人は552人となっております。

この方たちがアプリに移行できているかどうかは、確認ができておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

これで、健康福祉課長の発言を終わります。

一般質問を続けます。

次の質問者、山本牧夫君。

2番（山本牧夫君）

黒潮町事前復興まちづくり計画策定後の地籍調査実施について質問します。

黒潮町事前復興まちづくり計画は、令和4年から6年の3年間で策定し、現在、策定委員会と作業部会を中心に、対象13地区のワークショップを行っています。

この計画を策定していれば、地震、津波発災後の復興が適性かつ迅速、円滑に実施されるため、復興も2年くらい早く進むと想定されています。

策定後には、住民避難予定地や仮設住宅、庁舎等、移転候補地が描かれますけれども、これらの用地取得をする過程で、地籍調査が完了していれば進捗度が早いと考えます。

地籍調査は令和11年度までの実施地区が決まっていると聞いておりますけれども、その後は移転候補地を優先的に短期間実施する考えはないかを問います。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは山本牧夫議員の黒潮町事前復興まちづくり計画策定後の移転候補地の優先的な地籍調査実施についてのご質問にお答え致します。

地籍調査事業については、現在、第7次10カ年計画に基づき、令和2年度から令和11年度までの10カ年の地区単位での地籍調査を進めております。

佐賀地域においては、平野部分の調査は終了しており、山林部分を中心にできるだけ地区要望を反映させた計画としておりますが、現在の10カ年計画に入っていない地区からの要望につきましては、次期10カ年計画で反映させていくことを説明させていただいております。

また、大方地域については、津波浸水想定区域の集落部分を優先的に実施し、令和5年度でおおむね終了を見込んでいるもので、令和6年度からは山間部の集落部分の調査に移行する計画としております。

議員のご質問にもありますとおり、地籍調査が完了していれば、住民避難予定地や仮設住宅建設予定地等の用地取得だけでなく、震災後の復旧復興事業等も迅速に進めていくことができるもので、地籍調査事業を計画的に推進してきたところでございます。

現在進められている黒潮町事前復興まちづくり計画による新たなまちづくり候補区域が、具体的にどの地区のどの位置になるのか、また、どの程度の規模となるのかは、これから地域と協議を重ねる中で決定していくものでありますが、黒潮町事前復興まちづくり計画が策定され、地区や区域が確定されれば、次期10カ年計画の中で計画区域の地区を優先的に実施することや、計画区域とは切り離し、当該区域を単独で優先的に調査することも可能ではないかと考えています。

所管の高知県用地対策課に問い合わせをしたところ、事情によっては調査区域の前倒しや変更、期間の延長等もあり得るとのことで、黒潮町事前復興まちづくりの計画が策定された時点で、計画にプラスして地籍調査を実施することも可能ということでしたので、今後の財政の状況とも併せて検討してまいります。

以上です。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

2番（山本牧夫君）

大変前向きな答弁をいただきましたので、安心しました。

今の計画では、令和11年度までは既に計画がありまして、その区域を後回しにすることはできないと思いますし、早くやるとすれば、今課長が答弁しましたとおり、予算のめどと並行して人員を増やしてやるような、今計画区域と並行してやるようなことが考えられます。

というのも、今の地籍調査の中で、EFGH工程、いわゆる一筆調査、測量、面積測定、閲覧、こういうものをやった後に、知事を経由しまして国土交通大臣の認証を受けた後、法務局へ持ち込むこととなっております。

この一番大事なのは、最終的に法務局へ持ち込まん限りはそれが成果が認められませんので、これを早くやってほしいわけですが、現実にはなかなか困難性がありまして、この法務局持ち込みに時間を要している現状と聞いております。

被災後の早期復興を考えると、高台移転地の一日も早い調査が必要と考えますので、今、総務課答弁のとおり計画区域と並行してやるのか、新たな財源が確定できれば、そういうことも踏まえて優先的に検討していただけということでございますので、よろしくお願いします。

答弁は要りません。

2 番目に移らせていただきます。町道等の道路標識の適正管理について。

黒潮町内の町道を部分的に巡回したが、分岐点等にある案内標識の文字が経年劣化により、ほとんど読めない箇所が多くあります。

自分たちの生活圏外の道路を利用するとき、案内標識が大変役に立ちます。調査を行い、不良箇所の点検を改善すべきではないかと思ひまして、これを問います。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは山本議員の、町道等の道路標識の適正管理についてのご質問にお答え致します。

案内標識が読めない箇所については地域や民間の方が設置しているものもあり、黒潮町内に設置している標識について、どのような状況にあるか確認できておりません。また、黒潮町管理の道路標識についても、設置箇所及び設置数量等は、現在把握できていないのが現状でございます。

議員ご質問のとおり、生活圏外の道路を利用する際には、案内標識は有効な道しるべとなります。今後は、町道内の案内標識を含む道路標識設置状況について調査を実施したいと考えます。

その中で、町設置の標識において不良箇所が確認されれば、取り替え、修繕を行い、適正な維持管理に努めます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

2 番（山本牧夫君）

今課長が言われるとおり、町内も非常に道路も広いし、私もこの前、大方地域を回らせてもらいましたけれども、大井川とか、それから大方橋川、馬荷、湊川、非常に奥が深いですね。

こういうエリアの広い所を全部、町が設置したものか、民間が設置したものか、部落が設置したものか、なかなか調査には困難性もあるかと思ひます。

しかしながら、主要町道的なものについてはですね、やっぱり私が思うに、非常にその案内板がありながら、非常に読めない箇所が多々あります。ほんでそれはですね、やっぱりその黒潮町内でも市街地に住む人というのは意外と便利さがあります。しかし、辺地で生活する人では大きな差があると思ひます。いわゆる、例えば公共施設や駅までの距離、買い物等についても辺地の方は不便さがありますし、山間部もそうです。

そういうことを踏まえてですね、時々、現場で草刈り作業等を行われてる方は回っておりますけれども、課長等も時々地域を回って、道路の管理状況とか、あるいは住民との対話を行ってですね、悩みや問題点を聞いて行政に反映させることも、私は大事な仕事だと思ひます。そうすれば、言われる前に案内標識等の不備等にも気付いたら、ここはやっぱり民間であろうが、町が設置したものでであろうが、やっぱりこれは改善すべきだということになると思うんですが。そういうものをぜひ、前向きに取り組んでほしいと思ひます。

それから、そこへちょっとお配りしましたけれども、ここに、四万十市の中筋川にこういう看板があります。これは、私は時々ここへ中村に行ったときにはここでジョギングしたりウォーキングしたりするんですが、この中筋川の下田河口からずっとグランジとか、ああいう所まで非常に長い距離がありまして、その河川敷は結構利用されている方もおりますけれども、河川の管理道ですかね、この縁にこういう標識があります。これは、確か夏ごろまではかなり劣化したものでありましたが、誰かが言ってくれたのか、この前行きましたら河口から随分きれいなものになっております。これは非常に距離の表示と、それからもう一つはごみを捨てて

はいけませんとか法律で罰せられますとか、もう一つはペットのふんの処理は飼い主の責任ですとか、看板とともに一石二鳥の環境とかそういうもののPRも兼ねて、非常に有効と思います。

これ調べたら、大体値段の、地中からどうするかにもよりますが大体3万から4万前後でできると聞いておりますので、予算のこともありますけれども、ぜひ山間部を中心にですね、そういう生活圏の基本となるもの、これについては標識を整備してほしいと思います。

それを前向きに調査してもらえらるというのであれば、それで答弁要りません。

以上で、私の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、山本牧夫君の一般質問を終わります。

次の質問者、矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

一般質問を行います。山本議員のように簡潔に短時間で終わりたいとは考えておりますけれども、何とか努力していきたいと思います。

それでは、1点目の質問でございます。1 防災カック避難所対策についてでございます。土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域内にある避難所の状況について、どのような数なのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

矢野議員の土砂災害特別警戒区域内の避難所の状況についてのご質問にお答え致します。

土砂災害の危険性につきましては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、および同施行令により規定されております。同法では、住民の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域を土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーン。住民等の生命、財産または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域を、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンとして定められております。

当町におきましては、県により令和4年3月に土砂災害警戒区域、612 か所、特別警戒区域 572 か所の指定が完了しております。豪雨等の指定避難所は、特別警戒区域および警戒区域、イエローゾーン内にある建物構造が木造で、土砂災害に耐えることができない恐れがある施設につきましては、避難所の指定をしておりません。一方で、地震時等の避難所 65 か所のうち 10 か所が土砂災害特別警戒区域内となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

今答弁をいただいたところでございますが、黒潮町が特別的なことではありませんけれども、地形的なことから、そういうところにも多くの避難所がある状況でございます。

そこで、これらに対する、その中でも 65 か所のうち、何か所言いましたか、すみません。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越淳君）

10 か所でございます。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

そういうところに避難所が位置ついております。それらに対するハード対策が必要じゃないかというふうに思うところです。大雨、地震等によって裏山が崩れて危険性が高く、安全性を一定保てれないというところもあろうかと思います。そこで、その保全対策のために、町は、どのような考え方を持っておるのか、お聞きを致します。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越淳君）

矢野議員の土砂災害特別警戒区域内の避難所のハード対策をどのように考えているかのご質問にお答え致します。

土砂災害特別警戒区域にある地震時等の避難所 10 か所に対しては、ハード対策の必要性は認識しております。県によりますと、県内の土砂災害警戒区域、イエローゾーン内の避難所数は 778 か所となっており、高知県の土砂災害防止のための重点目標の一つとして、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間で概ね 10 か所の対策、令和 12 年度までにさらに概ね 10 か所の対策を行う計画となっております。このように、県内でも令和 12 年度末までに 20 か所程度の対策のため、町内の 10 か所に、すぐに対策を講ずることは困難と考えております。

そのため、地震時の避難の際には、余震での土砂災害等に気をつけていただき、例えば避難所内でも、崖から離れた箇所に避難するといったこともしていただきたいと考えております。

高知県等にも、ハード対策の要望を続け、また連携をとりながら、対策について検討して参ります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

裏山等の対策については、県の方の治山であるとか、急傾であるとかいう対策事業になろうかと思うがですけども、あまりこのレッドゾーンの中に、町内の中で 10 か所ある。その 10 か所については、現地なんかの確認といいますか、状況把握なんかはされておりますか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越淳君）

矢野議員の再質問にお答え致します。

1 件 1 件の避難所の現地の確認まではできておりませんが、県が土砂災害特別警戒区域を指定した際の図面等がありますので、またそういうものも県と現地も確認しながら、どこまでが特別警戒区域に入っており、建物にどの程度の被害が生じるのかということも検討しながら、優先順位をつけて、ハード対策の要望等も行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

避難所の中でいうたら 10 か所なんですよ。当然図面を見ればレッドゾーンに入るところは、図面上は分かるかもしれないけれども。やっぱ現地において、それがどういう状況であるのかどうかということは、やっぱ把握する必要があるがじゃないかというふうに思います。

実際それを対策を講じていくということになれば、先ほど言ったように、県のあるいは国県の補助事業といえますか、事業も導入しなければ基本的にはならないだろうとは思いますが、やはりまず、どういう状況であるかという調査がまず必要であろうと思います。その上をもって県へ要望をするといっても、その現場の状況がどういう状況であるかということを町の方が把握をしてないと、これ要望、箇所の要望だけになっちゃうんじゃないかなというふうに思います。

それから、ちょっと前段こんがらがったんですけども、いわゆる私はレッドでお聞きしたと思ったんですけども、当然レッドだけでなくイエローゾーンの中にあるところもある多くはある。ただイエローとレッドで考えてみるならば、レッドの方がより危険性があるんだということは間違いない話ですので、これも大きな事業費ぐらいもうやる、あるいは対策を講じていくといったら大きな経費も掛かっていくんだらうけど。やっぱそこ、実態を先つかまえて、それをもって県の方に強い要望を必要性があるならば、対策を講じていってもらうように要望していく方が、筋じゃないかというふうに思います。

それから、もう一点は先ほども言ったイエローとレッドの話ですけども、やっぱりレッド、ごめんなさい、レッドの方が優先しますので、今言いましたように調査をしていただくと、その中で優先順位をつけていく。そして、全部 10 か所のうちの動向状況も含めた中でどうしても必要性があるものを優先順位をつけてやっていくと言われましたけれども、まず調査の必要性があると思うんですけどそのあたりについていかがでしょう。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越淳君）

矢野議員の再質問にお答え致します。

優先順位をつけるに当たってもやはり、現地等も確認して、状況を把握しなければ、そういうものもつけにくい面もあるかと思いますので、現地の方も確認し、また先の答弁でもしました通り、崖から離れた部屋、そういうものも現地で確認しながら、どこを使っていただくのかということも把握しながら、調査をして、県の方とも協力して対策を進めて参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

ぜひそのように進めていただきたいというふうに思います。

それからソフトとハードといいますか、全部を対策がすぐにできるわけでもないし、家の中にも多くありますので、その避難所の地域地域にある避難所の状況をもって、どこに避難するか、どうして組み合わせていくのかということも必要だろうと思いますので、是非ともそのあたりも、避難所の状況について、進めていただきたいと思います。

この質問につきましては以上で終わります。

次の質問に入ります。

2 番、町道改良についての質問でございます。

カッコ 1、近年の町道改良工事の路線数や予算額の推移はどうかについて問います。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは、矢野議員の近年の町道改良工事の路線数、予算額の推移についてのご質問にお答えを致します。

現在、黒潮町では 10 地区、16 か所で改良工事を行っております。内訳としましては、大方地域、6 地区 7 か所、佐賀地域、4 地区 7 か所でございます。予算額としましては、国からの決定額を基準としまして、令和 3 年度、2 億 9,945 万 9,000 円。令和 4 年度は、令和 3 年度から 790 万 7,000 円減の 2 億 9,155 万 2,000 円。令和 5 年度は、令和 4 年度から 229 万 2,000 円増の 2 億 9,384 万 4,000 円となっており、約 2 億 9,000 万円から 3 億円の間で推移をしているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

近年、3 億弱、3 億程度のところで、予算額の方は推移をしております。ただ、今課長の方から説明があったように、多くの路線数の改良工事に入っております。そういうことから近年は路線数も改良の路線数も増えて、町としても勢力に取り組んでいるんだけど、1 路線の工事予算額等も大きくは増やせないということもお聞きをしております。

そこで、カッコ 2 でございますけれども、道路改良における今後の財源確保と整備計画路線の進捗見通しの質問でございます。

近年、物価高騰による生活経済支援、少子化対策、また貿易関係などの点についてどのようになっていくのが大変不透明なところある中で、国、県からの財源確保も大変厳しくなっていくんじゃないかなというふうに思ったりもするところです。その影響というものはもう様々な分野で出てくるんじゃないかとも思ったりもします。その中で今回は道路整備の観点でございますので、町道の整備や維持について、予算額の確保も大変厳しいものが危惧されますが、今後のなかなか難しいかもしれませんが、今後の見通しといいますか、どのような思いを持っているのか、お聞きをしたいと思います。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは、矢野議員の道路改良における今後の財源確保、計画路線進捗の見通しについてのご質問にお答えを致します。

財源の確保としましては、これまで引き続き道路事業交付金を各路線別に、事業費用の 50 パーセント、58.5 パーセント、64.35 パーセントの交付金率でいただいております。交付金率は、事業の内容により異なっております。町道の新設は 50 パーセント。町道の改良は 58.5 パーセント、また、改良の中でも通学路交通安全プログラムへ位置付けられている箇所は 64.35 パーセントとなっております。今後も同様に交付金が受けられるよう要望して参ります。また、交付金の残額分に対しても、路線によって過疎債、辺地債を当てております。整備計画路線の完了予定時期としまして、大方地域の田端支 1 号線、坂本長田支 1 号線、馬荷線につきまして

は、令和7年度。湊川線は令和11年度、大井川馬荷線は令和13年度に完了予定としております。

また、佐賀地域の中角中切川原田線は、令和7年度、伊与喜線、中角奈路線、荷稻拳ノ川線は令和8年度、西の路線は令和11年度の完了を予定しております。現状での進捗の見通しにつきましては、各整備計画路線において、予定年度の完了に向け進んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

交付金率も50から58.5とかいうような見積もりの中で確保をしていかれております。そしてそれぞれの路線数についても当然整備計画をもった中で、完成年度を定めて取り組んでいかれております。ただただ、今後先ほど午前中の山本議員の質問の中でも町長も言われておりましたけれども、いろんな財源確保については、トータル的には努力をしていかれるというようなのはやっていただかなければならないんですけれども、そうとは言ってもなかなか厳しい状況が出てくるんだろうかなというふうに想定をするところでございます。そういう意味からもおいても、今後引き続き財源確保には精一杯の努力を務めをしていただきたいというふうに思います。計画通りに事業が完成するように、お願いをしたいと思います。

そこで、具体的な例として、1例のお話でございますけれども、今年の4月末をもって議員を勇退された小永さんが、今年の3月議会における一般質問で、町道大井川馬荷線の改良工事の完了見込み等についてご質問をされました。そのときの答弁では、計画全延長、先ほど課長の方からも答弁がありましたけど、9年後の令和13年度であるという答弁でありました。現在、両地区の境の山切り工事を行っておりますけれども、当初想定した土質よりもろく、のり枠工事等も行わなければならないために、工事費もかさんで、若干計画より、この13年度に向けてはその予定で進んでいくんだろうけれども、当初の10年という計画からすれば、少し期間が延びておるというふうに思っております。

そこで改めてお聞きを致しますが、現在工事を進めている区間、両地区の境の山切り区間でございますけれども、福堂から大井川地区の猪小屋といいますか、そのまでの間が早期に改良がされれば、一番難所である急ばいな狭い道路のところを通らなくて済むように、効果が多く進むもんだというふうに思っております。この区間の全体計画は13年度末ですけれども、この区間の改良見込みといいますか、どのように想定をされておるかお聞きを致します。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

町道大井川馬荷線は、幅員5メートル、延長約814メートルで、年間事業費5,700万程度のペースで事業進捗を図っているところでございます。現在、大井川と馬荷地区の境界の山の掘削、先ほど議員が言われた、そこを施工しております。来年度、令和6年度末には、道路計画高まで掘削が完了するという予定でございます。掘削が完了したのちに、排水施設、また舗装を行いまして、そのうち町道馬荷線の接続部を施工を致しまして、令和9年度には、大井川地区へ繋がる大カーブまでの区間を暫定的に供用するという予定でございます。そののち、本工事の起点、大井川側、および終点馬荷側の未供用区間につきましては、用地買収を進め、引き続き工事を実施して参りたいと考えております。最終的には、加持川を超えて、県道の大用大方線まで接続するようになっていますので、橋梁設計業務、施工を経て、町道大井川馬荷線の完成図については、先ほど答弁

しましたように、令和13年度を見込んでいるところでございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

分かりました。

この改良工事につきましては、大井川地区の方も、馬荷の方から四万十市の方へ買い物であるとか、中には通勤、それから馬荷地区もこの早咲なんかで農業なんかもやられてる方も多くおましてですね、そういう期待感もよく聞くと持っておりますので、計画通り進めていただくようお願いをさせていただきます。

先ほども言いましたけれども、財源確保が大きな問題であろうかと思っておりますので、引き続き努めていただきますよう、お願いを致します。

次の質問に入りたいと思います。

次の質問は3番、教育行政についてであります。

まずカッコ1の児童数が10名に近づく状況になれば、保護者等と協議をしていくとの方針であります、協議するような事例はあるのか。あるとすれば、どのような協議状況であるのか、お聞きを致します。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは、矢野議員の1問目の質問の協議状況についてご説明を致します。

これまでも将来児童数が概ね10名を下回ることが予想される場合には、当該校の児童推計をもとに、保護者や地区長に説明をし、次年度以降の学校運営について地域の希望をお聞きし、対応してきたところであります。

今年度は、田ノ口小学校が11名、来年度が10名を下回ることが想定をされていることから、4月22日に保護者説明を行い、ご意見をお聞きしたところであります。その場で統一をした見解は得られませんでしたので、2学期初旬を期限に、共通見解を求めましたところ、来年度も同校は存続させたいとの意向であるとお聞きをしております。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

町教育委員会としては、そういう町としてですかね、10名が近づけばそういうふうに保護者と協議いたしますか、話をしていくという方針でございますので、またその内容によって、保護者の意向によっては、そういう状況にもなろうかと思えます。ただ、委員会、町としてですね、保護者等々、丁寧な説明を行いながら、状況に応じて、この件について保護者と協議をしていただきたいというふうに思います。

これはそういう状況もあるのかないのか、どうしてるのかという確認でございますので、この1番の質問につきましては、これで終わります。

次の質問に入ります。

令和3年12月議会での私の一般質問で、出生数が一段と減少に向かっていく中で、第二期教育振興基本計画に記載されている適正な学校規模の検討の項目について質問を致しました。計画の設定を私なりの解釈です、違っておるところもあるかもしれませんが、私としては、教育長の答弁がよく私が理解不足のところもあろうかと思えますけど理解ができませんでした。この件についてはそういう町の方針を持っておるから

と思って参りましたが、再度ここで質問をさせていただきます。

まず計画に記載されておる、事業名称内容の適正な学校規模の検討を設定した目的は何なのか。その背景はどうであったのかということについてお聞きをしたいと思います。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは2番目の第二期黒潮町教育振興基本計画の事業名称内容のその設定の目的につきまして、ご説明をさせていただきます。

学校設置につきましては、児童生徒数だけで判断することなく、その運営形態や施設整備管理方法等についても、時代に即した判断が必要になります。つまり、適正な学校規模の検討には、規模に関する検討だけではなく、運営方法や整備方法などに関する検討も含んでおります。これらはいつの時代にあっても常に検討されるべき事項だと認識をしておりますので、本教育振興基本計画で取り組むべき事項として計上させていただいております。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13番（矢野依伸君）

教育長の答弁の通りだろうと思います。ただ次の項目の設定は、適正な学校規模の検討をするという事業名称の内容です。その次に事業の概要がございます。ここへ書かれておるものは、児童生徒数や地域の現状に応じた学校規模の適正化。私の解釈では3つあったと思ってます。二つ目としては小中一貫校、義務教育学校等について検討、そして三つ目として地域にとっての学校の在り方や地域の関わり方について議論を行うと、こういうふうに書かれておる。私としては三つある。だから教育長の前答弁されたことについては、ただ人数のところではないということは私も少なからずも分かる。ただし、前期の成果課題のところですけども、この第二期計画を立てた令和元年7月策定をこの計画はされてます。そのときには、児童生徒の減少がさらに進み、児童生徒数が100名を超す学校は、入野小学校と大方中学校のみである。二つ目として伊与喜小学校については令和元年度から数年間入学生がいない予定である。これら全部いろんなことがあるかもしれないけれども、書かれておることは数のこと書いとる、人数のこと書いとる。だから適正な学校の規模を検討するのは、先方教育長が言われた通りであると。ただ、このときに、項目を定めたときに、じゃあ最終的に何をこの第二期計画の中で、期間中に5年間の期間中に、どこに持っていこうとしておるのかっていうのが私には令和3年のときに質問したときですけど、見えなかったと。私が理解不足かもしれませんが、できなかった、というところから入っております。

次に、そういうことも含めてお話をされていると思う、おいてもらいたいと思うんですけど。次に、カッコ3の事業の概要で、児童生徒数や地域の現状に応じた学校規模の適性化、いろいろ三つ私はあると思ってますけれども。そこで、この内容について、3年の10月に中間見直しとして、この第二期計画を見直しております。じゃあよく皆さんが言われるPDCAサイクルっていうのはどうなのというところが一つ私も思ったところです。中間見直しをする上において、この三つと私は思ってますので、三つじゃないかもしれませんが、それは三つやなかったらなかったと言っていたきたいんですけども。PDCAサイクルのC、検証はどんな検証結果であったのかをお聞きを致します。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは、矢野議員の通告書には事業概要に記載してる内容の設定目的というふうに、通告書に書かれていますので申し訳ありませんが、まず冒頭、その通告書に基づいて、答弁をお答えをさせていただきたいと思います。

学校規模の適正化の検討は児童生徒の教育条件を改善することで、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うものでありますけれども、一方で学校は地域コミュニティの核としての性格を有し、防災や地域の交流など、地域づくりの在り方と密接不可分であり、地域の様々な事情を総合的に考慮して検討しなければならないと。非常にデリケートな問題であるというふうに認識をしております。従いまして、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討につきましては、行政が一方的に進めるものではなく、地域と共にある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論が必要であるとの認識から、本計画に記載をしております事業概要の表記は、計画書のようになっているものであります。

ちなみに先ほどお話がありました第二期教育基本計画の今期の到達目標につきましては、子どもたちの教育向上のために、地域の実情に応じた適正な規模の学校運営がなされているということは、トータル目標として掲げさせていただいております。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

質問、3 番目の内容、ちょっと違ってましたので今教育長が答えてくれましたので、それをもとにして、今度中間見直しに入りますね。3 年度に作った中間見直し、今の現在の計画でございます。その中間見直しをする上において、当初もあんまり当初いいですか、元年策定も3 年策定も、この今教育長が説明してくれた事業の概要のところは変更ないわけですね。ありませんね。でもつかい言いますけれども、冒頭に私が走りすぎちゃったところがありますので、じゃあ中間見直しをする上においては、必ず検証もしながら、次の計画へつなげていく。これが普通だろうというふうに私は思います。じゃあ繰り返しますけれども、児童生徒数や地域の現状をいうたら学校規模の適正化の検証はまず中間見直しを行うにあたって、どういう検証をして評価をしたらいいのか。あとは小中学校一貫義務教育のことも書かれている。それから教育長が強く言われてる地域にとっての学校の在り方、こういうことに対して、一つのことじゃない。学校を児童生徒のこと、学校を設置すること、これは微妙な状況があることは間違いございません。一方的にやることができないいのであると。だけど、この自分たちはこういうことを初期にも中間にも同じ内容で取り組まれる。じゃあその中間評価はどうであつたのかいうことをお聞きしたいと思います。

これは再質問です。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど事業の概要には三つあるんじゃないかというふうにおっしゃっていただきましたが、まさにその通りであります。概要としては、児童生徒や地域の実情に応じた学校規模適正化。二つ目として、小中一貫校義務教育学校等について検討することが二つ目。三つ目として、地域にとっての学校の在り方や地域の関わり方について議論を行うという。この三つを事業の概要に掲げていることは、ご説明の通りであります。

まず、学校規模の適正化につきましてはそもそも、この教育振興基本計画に我々は、数値を持ち合わせてお

りません。例えば、何校になったら、統合をすとか、あるいはどこそこと、その学校を統合を検討すとか、そういう具体的な数値計画はそもそも持ち合わせておりませんので、それについての検証をしたのかと言われますと、後段の地域にとっての学校の在り方や地域との関わり方の中で、保護者や地域の方と、そういうことについても総合的に検討したというふうに答えざるを得ないということになります。

一方、小中一貫義務教育学校につきましては、6月の議会で皆さんにご説明をしましたように、佐賀小中学校については、一体的な教育の推進を図っていきたいということで、ご説明をして、これについては統合でも何でもないのですけれども、一体的な教育の推進を図るということで、これまで関係者と議論を重ねてきました。そういうことも含めてですね、総論的に中間見直しの成果と課題の中では、学校規模の適正化について、PTAと地域に問題提起を行い、協議を実施をしたということが、中間での検証ということになってございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

計画の中で全てが数値的なことで、括っていけるものでもありません。そらその通りですけれども。じゃあそもそも何で地域とも話し合わなければということとは分かります。それはもう、とっても重要なことであると思う。しかし、考え方がどこにあるかというのが私自身にはなかなか見えにくいところであります。ほんで、だけど、事業の概要としては掲げとるんですよね。掲げて三つを掲げてちよる。だから、大きく括って地域と話すという言葉が一つのあれではない。それは地域と話さないかんことは間違いない。話さないかんけどその他のことについても、数値化しなくても、そのことについて検証せないかんがじゃないでしょうか。私はこう思う。必要ないんですかね。

お願いします。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

検証が必要ということにつきましては、議論をしたかどうかということの検証ということでしょうか、そもそも、持っている計画を実行したかどうかという検証でしょう。ちょっと、どちらのことをご質問されてるかわかりませんけども、先ほど言いましたようにそもそもの再編計画等は我々持ち合わせておりませんので、持ち合わせてない計画に対して、検証のしようがないということであります。ただし、地域と議論はするというふうに、計画に掲げているので、その議論については、しましたということについて、中間見直しの中で成果と、チェックですねチェックの欄として掲げさせていただいておると、そういうことでもあります。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

なんか分からない。議論ってなんですか。議論とは。私そもそもこれに書いたときに、議論という言葉、あえて議論という言葉を使ったのかどうかという思いは持ちよる。議論というものはAという考え方があって、Bという考え方があって、その意見をそれぞれが話して、だけど議論は議論だ。だけど議論をしただけでそれが終わるもんじゃないですよ物事っていうのは。どっかに終着を見つけていただきたい。そういうことがない限り、計画に反映の必要性がないがです、私に言わせたら。じゃ何のためにこれ掲げて、地域の実情で聞きます、聞かないかん、状況の児童生徒数の数も調べてみないかん。しかし、議論の後には次に何があるかっていうのが

私の疑問なんです。かえって私に言わせたら前期の書き方の方が、私は計画的にはもっと沿っておると。ただ、この令和5年度の3月末までに、今期到達目標、あるべき姿が運営をされてる。で私が思っている、運営されていると、教育委員会が思われてる運営されてるはちょっとニュアンスが違うんだろうと思います、それは分かってます。だけど、そういうことを書いた上において、当然そのことを、評価のしようもないっていう話じゃなくて、何でいろんな事実としては数だけじゃないでしょ。人数だけじゃないと思います。しかし、次に行くときには、どこへ最終的に終着点を持っていく。ただ議論をします、検討しますで、この5年間というものがそこで終わるものかねっていうのが私の大きなというか、疑問なんです。で、そのあたりについては、どんなふうにお考えになるのか。議論とはなんですか。そして最終目標はどこへ持ってくるんですか、ということ。話し合うだけが、もう、あるべき姿、形になっちゃうんでしょうかね。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えをします。

これまでもたびたび答弁致しましたがけれども、学校の再編については非常に私はデリケートな問題であるので、行政が一方的に計画を持ち込むことによって、いたずらに地域に混乱を招いた他市町村の事例を多数見せております。そのようなことが、地域にとって本当にいいのかどうかというのは、私個人としては常にありますので、これまでも、まず地域からの発意に基づいて、検討させていただくということは再三申し上げてきたところであります。ですから、投げかけはします、こういう状況になっていますと、今後、児童生徒数については、こういうふうに推移をしていきます。生徒が、児童生徒が少ないときのデメリット、でもメリットもあります。それは、我々の努力で、どちらでも対応をしていきます。しかし、まずはこの学校を核とした地域の皆さん保護者の皆さんが、地域づくりをどうしたいんですかと。そこから全て出発をしたいということで、これまでの該当する学校の皆さんにもそういうご説明をしてきました。それについては、今も変わっておりません。ですから、そういう議論が、こちらからの投げかけに対して、そもそも議論がスタートをしないわけですから、スタートをしない議論をこちらがやりましょう、やりましょうということでどんどんどんどん進めるってことにはならないだろうと思っています。

ですから、繰り返しになりますけれども、地域の皆さんの意見をしっかり聞くということから全てをスタートすることなので、計画で挙げておるけれども進んでないじゃないかと言われれば、私はそれは甘んじてその批判は受けさせていただきます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

私も聞くデータは持っておるんですけどもそれもすっ飛んでしまいましたけれども、どういうんですかね、やっぱり主人公は子どもら。私も極端に今再編しなさいというのは、3年12月のときにも言っていない。教育委員会として、協議をするならば、方向性を持って一定まとめて、どういうことにしていきたいんだというのは、私は教育委員会の責務として私は持たない感と思う、町としても。でそれを、そのためにこの計画というのは、この項目をあげたんだし。それから学校は地域のコミュニティー、大きな地域活動の拠点であることは間違いないと。しかし、主人公を子どもにして考えたならば、じゃあどうか。そもそも議論にならんのか、そんなレベルの話じゃなくて、委員会としては何をしたいんだと、どこに持っていきたいんだ、どんな協議をしたいんだ、具体的な進め方をせないかんがじゃないでしょうか。私はそのように思います。

どっから先方申しましたように、子どもが主人公だと私は思ってる。その上で、学校の在り方と。地域づくりから入ってくるものではないがじゃないろうかと私は思います。子どもたちのことを考え、その上で、学校の考え。で今、教育委員会が進めているふるさとキャリア教育であるとか、ちょっと忘れましたが、みんなに関わりましょうと、そうやっていきよる。それすごいことだと。しかし、その中でいろんな課題があったとしても、主人公は子どもたちだ。でそれを教育委員会が例えば考え方を持ったとしたら、地域と話す、地域と保護者らと話す。それは一番には来ないんだろうと私は思う。それからいろんな軋轢があるところもあります。

私大方町史をこないだ見る機会がございました。湊川小学校、旧大方町史でございます。それから、加持小学校のことも記載がされていまして。侃侃諤諤のときもあったと思います。それはその当時いろんな思いがあってちょっとした行き違いがあったんだろうな。だけど、それは心を込めて話していけば、いつかわかる。話さないんじゃないかと私はそう思いますけども、いかがでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えしたいと思います。

子どもを中心に学校の運営について考えるというのは全くこれは、異論ありませんし、全くその通りだというふうに思います。ただ、私が見聞きしている限り、他市町村において、その議論がややもすると、子どもをそっこのけの議論になって、地域内で紛糾をしたという事例の方が私としては、印象が深いというのがあります。最初は皆さん子どものために一生懸命考えるんですけども、それがどうしても、行政からの一方的な押し付けではないかとか、あるいは地元の話聞いてないんじゃないかとかですね、そういう方にどうしてもいった事例がたくさん聞いておりますので、そこは何度も言いますが慎重に計画は地域の皆さんに提示をすべきだろう。具体的に協議をする場合は、手ぶらで協議するというのはこれは地域の皆さんに大変失礼でありますから、何らかの案を持って臨むのが行政の姿だろうと。ただしそれがですね、ややもすると、一方的な押し付けではないかとか、そういうふうに捉えられることになりかねない。そうしたときに繰り返しになりますけれども、子どもというのがいつの間にかどっかに行っちゃって、大人のそれぞれのメンツやいい分だけで、地域内対立をしたりとかですね、そういうことを見聞きをしてきましたので、そういう意味で、私としては非常にそこは慎重にやっていると。それが、行政として主体性がないと。あるいは、ちゃんと考えてないんだというふうに言われれば、それは先ほども言いましたが甘んじてその批判は受けさせていただきます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

いつまでもこの内容でもいきませんので、このあたりで4 番目の場を終わりたいと思うんですけども。
（議場内で声あり。）

すみません。ちょっと3 番と4 番も一緒に質問もしましたので、4 番についてはもうお答えもいただいたと、いうふうにさせていただければと思います。ただ、いろいろ懸念はされるでしょう。いっぱい心配することある。そういう教育長の言われる事例もあります。

例えば隣の四万十市さんにおいても、新聞報道であるように、あれは本来のところとはまた複雑でして、人のことは言えませんが、いろいろあります。ありますけれども、やっぱり学校のことについては、まず第1に教育委員会が物事を考えて、どうしていくのか。じゃあ将来、人口ビジョンを見たときに、6,800 人に

なります。そのときの人口でしょ。15歳までの生徒数らどんななるんかっていうたら、もうそれは言うに及ばんと。じゃあその先を含めて、どう考えていくかが必要じゃないかということのご質問をさせてもらいようがです。そのことにつきましては、もう3番4番は終了したということで、次の質問に移ります。

カッコ5、令和4年12月議会で、山本久夫議員の教育行政に対する一般質問の答弁で、今後の人口減少を踏まえて、教育行政の議論を年明けから準備し、関係者、小中学校を含めて進めるとの答弁がありました。重複するところもあるかもしれませんが、この取り組み、答弁後の取り組み等状況についてお聞きをしたいと思います。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは矢野議員の5番目、答弁後の取り組みについてご説明を致します。

これまで答弁でも述べましたように、学校は教育施設であると同時に、地域コミュニティの核として、防災や地域の交流など、地域の在り方と密接につながっているため、地域の様々な事情を総合的に考慮して検討しなければならないという、非常にデリケートな課題であるということは申し上げてきたところであります。先ほども申しましたが、協議を行う場合、何かしらのやはり案を持って、地域に臨まなければ住民の皆様にご迷惑をおかけすることになりますけれども、場合によってはそのような案が決定事項や行政からの押し付けのように捉えられ、誤解や不要な混乱、地域内対立を生んできたんできたことは、他自治体でも多数散見をされております。

当町としては、学校配置に関する議論を持ち込むことで、いたずらに地域に混乱や対立を生むことは好ましくない、立場から学校の統廃合に係る議論はまず地域保護者の発意から始めたいと申し上げてきたところであります。他自治体のように、学校再編計画を立てたことはなく、現在も持ち合わせておりません。ただし、状況に鑑み関係者と議論を行うことはこれは必要でありますから、今年度は先に答弁しました田ノ口小学校において保護者との協議を行ったほか、11月に、大方中学校保護者代表の方と、大方地区小中学校の一体的教育の推進、そのための学校配置、学校施設更新等について意見交換を行ったところであります。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13番（矢野依伸君）

分かりました。もう、経過ですので分かりました。

そこで、今の第二期計画っていうのは今年度末をもって、計画期間が終了しますね。来年には第3期計画を策定していこうというふうに思うがです。その策定に当たってですね、私ちょっとやろうとして取り組んでいきよう内容が、いまいちだと私自身は思ったりするんですけれども。その第三期計画の中においてはですね、この項目もう外してもええがじゃないか。もうその今のままやったら。そんなにも思ったりすると、それは私の感想ですので。ただ第三期計画の中においては、この学校規模のことだけではなくて、その他の項目についても、よく吟味をして策定をしていただきたいというふうに思います。

それから、これは私の計画は執行部が作っていくわけですけど。今、書いてる項目ですね、一つ一つの計画に書いておる項目で、見直す必要ありやせんのかと、そうしたら他の項目やったら他の事業において数値化できる事業項目も70何個、中間見直しで増減あるかもしれんけど70何個はめてます。それをやっていくときにおいては、あの表現の項目の表現でいいのかなあ。ちょっと執行機関では別のもんでするかもしれませんが、ちょっと難しいかなということを感じたりしました。

地域の理解なくして、このことが進んでいくわけではないんだけど、私としてはやっぱりそのあとは議論の仕方だろうと思ってます。話し合いの仕方だろうと。どういう形で入っていくかというふうに思ったりします。

先ほども言いましたけど、ここ数年での出生数を見て、また将来の人口児童生徒数、出生者数を見たときに、じゃあいつまでもそういうやり方でいけるんかよと、どっかでもう少し突っ込んだ物事の考え方にチェンジせないかんがじゃないろうか。私も繰り返しになりますけど再編をなさいと今言いよらん。将来見たときは再編についたような物の考え方をしていきよらんと、急にはできませんよというのが、私のこの教育行政に対する一番の問いの趣旨でございます。ぜひとも将来見通しを持った中で、エネルギーもいるだろうと思うし、いろんなことが想定される懸念も想定されるかもしれませんが、そういうものがやっぱ町行政、子どもたちのことを考えていく、教育委員会としてはあった上で、円滑な保護者との地域との協力をしていく。これが基本だろうと思いますので、ぜひそうしていただければ嬉しいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで矢野依伸君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 14時 40分